

平成17年第7回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成17年12月1日（木曜日）午前10時開議

日程第1 市政一般質問

30番 金子哲也議員

1. 第2期ごみ処理施設整備事業について
2. 学童保育について

31番 松原 勇議員

1. 新年度の事業計画と予算編成方針について
2. 適正規範校の実現に向けて
3. 那須聖苑の料金設定は適切か

15番 石川英男議員

1. 教育行政について
2. 環境行政について
3. 福祉行政について
4. 市街地活性化について

10番 平山啓子議員

1. 福祉行政について（地域救急医療について）
2. 教育行政について

24番 植木弘行議員

1. 広域消防組合（大田原地区広域消防組合、黒磯那須消防組合）の組織・運営について
2. 那須拓陽高、西那須野中学校周辺の通学環境の整備について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	松下昇君	企画情報課長	高藤昭夫君
総務部長	君島寛君	総務課長	平山照夫君
財政課長	松本睦男君	生活環境部長	相馬力君
生活環境調整班長	高塩富男君	市民福祉部長	田辺茂君
福祉事務所長	大田原稔君	市民福祉調整班長	向井明君
産業観光部長	田代仁君	産業観光調整班長	臼井好明君
建設部長	君島富夫君	建設調整班長	益子和則君
水道部長	君島良一君	水道課長(黒)	金沢郁夫君
教育部長	千本木武則君	教育総務課長	田代哲夫君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局長
西那須野
支所長

織 田 哲 徳 君

農業委員会
事務局長

八 木 源 一 君

田 口 勇 君

塩原支所長

櫻 岡 定 男 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 渡 部 義 美

議事課長 石 井 博

議事調査係長 斉 藤 兼 次

議事調査係 渡 邊 静 雄

議事調査係 福 田 博 昭

議事調査係 高 塩 浩 幸

開議 午前 9時59分

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は32名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

- 議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を
行います。
発言通告書に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 金子哲也君

- 議長（高久武男君） 初めに、30番、金子哲也君。

〔30番 金子哲也君登壇〕

- 30番（金子哲也君） おはようございます。
30番、金子哲也。市政一般質問を行います。
まず第1番に、第2期ごみ処理施設整備事業に
ついて。
今、新市那須塩原市にとって最大の事業として、
第2期ごみ処理施設の建設があります。しかし、
この建設事業は、もともと黒磯市、それから西那
須野町、それから塩原町の合併前の3市町の共同
ごみ処理施設計画でありました。そのために、こ
れは那須地区広域行政組合に委託して進められて

いるという状況にあります。しかも、広域行政事
務組合のほうでやるということになると、我々議
員にもなかなか見えてこないところがありまして、
その計画が現在どんどん進んでいるという状況に
あります。

そこでお伺いします。焼却施設及びごみ処理施
設の建設、またそれらの稼働に伴う運転事業につ
いて、那須地区広域行政事務組合で行うのが本当
によいのかどうかお伺いいたします。

また、昨年、黒磯市においては、黒磯市環境基
本計画なるものを栗川市長の肝いりでつくり上げ
ました。これは、この冊子であります。150ペー
ジ余にわたるこの冊子には、市民と市と事業者と
がパートナーシップをつくりながら、環境計画を
進めていくというふうにならっております。しか
しながら、この第2期ごみ処理施設整備事業は、
市民との話し合い、相談がパートナーシップどこ
るか、そういう相談さえも全く見えないままに、
もはやごみ処理方式や機種種の決定までに至って
おります。

そこでお伺いします。ごみ処理方式と機種選定
はこれでよいのだろうか。そして、もっと住民
にわかりやすい説明と話し合いはできないものか
ということで1問目の質問をいたします。

それから、2番目は学童保育について。

学童保育の現状と問題点はということで、大規
模な施設の状況と問題点はということで、那須塩
原市には、50人を超える施設がどのくらいあるの
かと。40人から50人規模の児童クラブがどのぐら
いあるのかということで、まずお聞きしたいと思
います。

それから（ロ）として、児童の人数について問
題がないのか。1つの部屋に何人を想定している
のか。それとも、人数については制限を考えてい
ないのかということでお伺いいたします。

それから（ハ）として、指導員の数と質のレベルについてお伺いします。指導員の数は十分足りているのだろうか。それから、質のレベルは基準を設けているのかどうか。そして、レベルを上げるために何をしているのかということでお伺いいたします。

それから（ニ）、学校と児童クラブと、児童クラブ指導員と、それから保護者とどのような連携をとっているかお伺いします。

それから（ホ）として、指導員の事務と研修について。指導員は事務にどれだけかかわっているのか。それから、指導員の研修はどのようなふうに行われているのかということでお伺いします。

それから（ヘ）、利用料はどのようなものか。指導員の報酬、また身分の保障はどのようなものかということでお伺いいたします。

それから2番目として、今後の学童保育の施策・方向はどのように考えるかお伺いいたします。

これは、先日来、西那須野地区においては、公設公営でやっていたものが、公設民営に変更するというような報告があって、それがまた延期になったわけですが、それから、黒磯でも2,000円を徴収するというようなことで、それも検討することになったわけですが、その施策方向についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

30番、金子哲也議員の市政一般質問にお答えをいたします。

第2期ごみ処理施設整備事業についてお答えをいたします。

まず、1番目の第2期ごみ処理施設整備事業についてでございますが、先の議会で答弁をいたしましたとおりでございます。

次に、ごみ処理方式についてのご質問でございますが、担当者による検討会を重ね、さらに5回のごみ処理建設調査検討委員会の協議を経て、その協議経過報告を受け、10月3日の那須地区広域行政事務組合の正副管理者会議で決定したものでございます。

3点目につきましては、もっと時間をかけて研究、検討をして、その上で住民にわかりやすい説明と話し合いをできないかという質問でございますが、検討の結果につきましては、先にお答えしたとおりでございます。

また、住民への説明につきましても、昨年9月に建設予定地が決定した時点で、旧3自治体で議会説明をし、黒磯地区の3行政区、塩原地区の3行政区でそれぞれ説明会を開催いたしました。

今年10月には、別荘所有者にも周知をし、また、地元行政区を対象に説明会を開催し、その後、高林地区の行政区長会に対しても説明をさせていただいたところでございます。

今後は、那須地区広域行政事務組合として、行政区と細部について説明、協議し、協定等についても詰めていくこととなります。

このほかにつきましては、市民福祉部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、2の学童保育についてお答えをいたします。

まず、(1)の現状と問題点の中の、大規模な施設の現状と問題点とは、児童の人数についての問題はないかということについてですが、現在、児童数が比較的多いクラブは、西那須野地域で2か所、黒磯地域で1か所となっております。

西那須野地域の三島児童クラブにつきましては、施設の老朽化と入会児童数の増加に対応するため、定員を80名とし、平成16年度に三島小学校に隣接して新設をしたところでございます。

また、大山児童クラブにつきましては、対象児童の増加に対応するため、増築工事を行い、今年の6月から、新しい環境で事業を実施しております。

黒磯地域の大原間小学校の学童クラブにつきましては、プレハブ2棟を確保いたしまして、施設の余裕状況を考慮して、クラブの判断で4年生以上の児童の受け入れを行っている状況であります。

今後につきましては、国、県において1学童クラブの定員の基準の規定はないため、児童数の増加等を見守りながら、環境整備について研究をしていきたいと考えております。

次に、(ハ)の指導員の数と質のレベルについてでございますが、国の基準では、指導員の配置人員の具体的規定はございません。黒磯地域の学童クラブに対しては、児童の人数にかかわらず、各クラブで常時2人の指導員を雇用できるよう、委託料を積算しており、各クラブの判断で児童数に応じ、各クラブで独自に指導員を配置しております。

また、指導員の質のレベルについてですが、本市では、基本的な運営事項として、教員もしくは保育士の資格を有する者を原則1名以上配置することとしておりますので、適切な遊びや保護を通し、児童の健全育成を行えるものと考えております。

次に、学童、学校、児童クラブ、保護者との連携についてでございますが、黒磯地域では、運営等について審議する運営委員会が組織されており、メンバーは学校長、PTA関係者、民生・児童委員、保護者、指導員等の地域内の児童健全育成開

係者で構成されておまして、学校や地域とも連携して事業を進めております。

西那須野、塩原地域につきましても、保護者会は未組織であります。クラブの指導員を通して、学校と保護者と日常的な状況報告を行い、連絡等を取り合いながら連携を図っているところであります。

次に、指導員の事務と研修についてでございますが、事務につきましては、出席・欠席簿、業務日誌の記録作成、おやつの準備関係、保護者会での保育報告や相談、学校や家庭への必要に応じた連絡等を行っております。

また、研修については、栃木県の主催する研修会や、県や地区学童保育連絡協議会主催の指導員研修会等への参加を促しております。市では参加者等の取りまとめを行っているところであります。

次に、利用料と指導員報酬についてですが、黒磯地域の保護者会への委託料の算出におきましては、有資格者の臨時保育士の雇用単価を参考に、時給850円で指導員手当を積算しておりますが、各クラブでは、独自に指導員の賃金規定を整備いたしまして、指導員の手当を支給しております。

また、西那須野地域では、嘱託職員として、指導員1人、月額8万4,000円を支給しております。

塩原地域では、有資格者は850円、無資格者は時給800円で雇用をしております。

次に、利用料でございますが、条例に基づき、西那須野・塩原地域は、月額2,000円を市に納入しております。黒磯地域は、市への利用料の徴収はありませんが、各クラブでは独自に保育料を設定し、月額6,000円から7,000円程度、各クラブで徴収をしております。

次に、(2)の今後の学童保育の施策・方向の考え方についてでございますが、昨日、阿部議員、山

本議員にお答えしたとおりでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 再質問を行います。

先日、朝日新聞に、この第2期焼却炉問題が記事として出まして、それによりますと、処理方式決定を公表していないのではないかと。市民が非常に不明朗だというふうな見出しで出ております。市民無視ではないかというような記事が書いてあります。しかし、先ほどの市長の答弁によれば、もう市民には相談していると、説明していると。地元でも説明しているというようなことではありますけれども、しかし多くの市民は、そうは思っておりません。どこでこれが進んでいるのかという疑問をほとんどの市民——説明を聞いた何人かは別としても、説明を聞かなかったほとんどの市民が、これはどこでどうなっているんですかということ、我々かどうかわからないけれども、私、議員に対して投げかけております。しかし、こんな大きな事業が、市民参加のないところで決められていくということはどういうことなのか、そういうふうに市民は感じているわけで、もっともっと、それを感じさせないような手だてがないものかどうかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 市民にもっともっとわかるようにということだと思っておりますけれども、これ、市民は今、1市2町で11万5,000人です。この大きな事業の一つ一つを、本当にわかりやすいようにというふうな形でやるというのはなかなか難しいんだと思います。我々としては、さっきも答弁にありましたように、広域事業としての中で、それが設置される地元住民、あるいはその設置される地区の行政区長さんの要請もありましたけれども、そういう説明をしてきています。

市民に直接というところは、これはおしかりを受けるかもしれませんが、当然、この議会があり、あるいは広域の中でも議会というものがあると思います。そういった中で、いろいろ聞いた形の中で連携を図って、ぜひとも住民にも周知していただきたいなど、私のほうとしては、当然そういう意味では、これからある程度用地がなかなか決まらなかったこともありますけれども、用地が決まり、機種選定という措置があり、今後どういう形でいくかというのは、これは中間処理施設、最終処分というのは広域の事業としてやっていますけれども、その前のごみをいかに分別をして、1つの考え方を持って管理をしていくかというところは、これは那須塩原市が当然していかなければなりません。そういった意味では、そういう部分については具体的に、減量等推進審議会の中で検討していく中では、それも市民の代表だと思っていますので、そういった中では、そういう広域の事業としての部分を、お知らせをしながら詰めていきたいなど、そんなような考え方をしていますので、どうぞ議員としても、そういった中で十分広域のほうからご説明を聞いて、質問をして、我々と一緒に市民に向かって周知をしていただければと、そんなような願いも持っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 議員が活動していないのではないかと思えるような、そういう答弁をいただきましたけれども、しかし、広域議会ではなかなか、年に2回しか議会がなく、それも10月に初めて議会が開かれて、そして議会には、このごみ処理については議題にも上がらないというような状況の中で、再三私は広域事務局のほうへも押しかけていき、また事務局の担当者も何回も私の事務所へも来てもらって説明をしてもらいながら

やっちはいるんですが、しかし、なかなか審議するという状況が生まれてこないところで、物が進んでいるというのが現状なわけです。私自身、一体何やっているんだと。広域の議員でありながら、何もできないじゃないかというふうな自問自答しながらやっているわけです。しかし、この議会活動の中でも、ほとんどそれについての問題は取り上げられず、その問題は広域の事務所の問題だよということで済まされてしまっているというのが、私は現状だと思って感じております。

先ほど、1回目の質問の中でも、環境基本計画というのを、去年、市長の肝いりでつくったということをお話しましたが、その中でも、市民による環境的取り組みへの参画ということで、環境基本計画はすべての人がかかわり、推進するものとするということをやっています。それから、市民、それから市民団体、行政、事業者のパートナーシップによって、連携と協働で環境問題を推進するのだということをやっているんですね。計画どおりに進捗しない場合には、どうすれば実践可能になるかのフォローアップに、知恵と支援を結集するんだぞと。市民が環境問題に対し、容易に参画できる仕組み、こういうものをつくるんだと。市民がこれに参画できる、そういう仕組みをつくるんだということで、ここでやっているわけですね。

市民が参画可能な条件として、次の条件を満たすように。1つとして、十分な情報が与えられると。それから2つ目として、行政とともに決定にかかわることということ、去年の11月に、これをうたって、そして作り上げているわけですね。ところが、その環境基本計画をつくった人たちに尋ねたところ、何も知らない、どうなっているんですかという状況なんですね。それは全員に聞いたわけではないから、知っている人もいるかもし

れない。だけれども、その中心になったような人たちに聞いても、え、本当、それは大変だというふうな、びっくりしているわけです。そういう状況の中で、この環境基本計画、これはもはや、もう去年つくってしまったから、もう生かされることがないのかどうか。もうこれは関係ないよと。去年で環境基本計画委員会も解散したんだよというのかどうか、その辺のところをお伺いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 旧黒磯市でつくり上げた環境基本計画については、前段の部分にもありますけれども、黒磯としてはそういう環境基本計画をつくり上げた。それは当然、昨年11月につくられた段階では、もう合併とか決まっていたから、そういう中で、新市にはそれを引き継いでいくと。ただし、那須塩原市としての環境基本計画ではございませんので、そういった意味では、環境基本計画の今後の進め方でちょっとお話ししたいと思っておりますけれども、17年度には、今動植物の実態調査の委員会をつくりまして、今調査に入っております。そういったものと並行して、18年、19年にかけて、那須塩原市としての環境基本計画をつくっていきたくい。この黒磯市の環境基本計画については、その土台となるものですよという形で位置づけて引き継いできております。

ですから、大きな意味では、その計画に基づいて、市の全体の環境にかかわる、各部門、部門では、それを1つの考え方としてやっていくという形になっておりますけれども、今言われた、俗に言う、市民とそういう形をやって、PDCAの状況をまとめてという形には、黒磯だけでやるという形にはちょっとなりませんので、そういう踏まえ方を持って、今後市全体の環境基本計画をつくっていきたくいというような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） よくわかったというか、わからないというか、確かに黒磯市でつくったものですから、引き継ぐといっても、そのまま新しい那須塩原市の条例なり、それから基本計画なりにはなり得ないかもしれないけれども、しかしその精神は、私はそのまま引き継ぐべきものではないかと。ここまでつくったものを、ああ合併して、西那須が加わったから、塩原が加わったから、もうその精神は一たんストップだよというものではないと。せっかく新市に引き継ぐものだとおっしゃっているんですから、これはその精神は当然引き継ぐものと思って信じているわけなんですけれども、それは違うんだよという答弁で、ちょっとがっかりいたしました。

先日、私は、今焼却場を建設中の佐野市を視察に行っていました。佐野市では、この焼却場をつくるに当たって、非常に難航しまして、まず土地問題で非常に難航している。もう何回も何回も土地がだめになったという状況がありまして、そして100人委員会をつくらうということで、市民から100人委員会を公募したんですね。そして、公募したところが、何と206人応募してきたわけですね。そしてその206人から、では100人に絞らうという段階になって、そしてそのときに市長の英断で、そうではないんだと。206人全部委員にしろということで、206人で100人委員会をつくったそうです。そしてそれを、ちょっと聞いたあれなので……。多分、6分科会に分けて、そして日本全国の焼却炉、いい焼却炉を視察に行き、そしていろいろ検討したと。そしてまた専門家を呼んで、そしてどういう炉にしたらいいのかということ、まあ素人ではどれがいいかわかりませんから、専門家を呼んで、そして検討したんだと。

そして、市民の力を合わせてつくっていったということ、これを誇らしげに語っていました。

そういう中で、ぜひ那須塩原市でも、何らかの形で、市民の中から環境と一緒に考えるような、そういう組織ができないかどうか。少なくともそういうものがないと、ただただ、どこか上のほうか、陰のほうかでやってしまったというようなことが、この新市の焼却場の建設が終わった後、そういうふうな話になっていってしまったのは、非常に残念なことだと思うんですね。

ですから、私は広域組合でやるのが悪いとは言っていないよ。ただ、そういう形で、見えないところに持っていってしまうと、それは非常に市民にとってはいい感じを受けないと。広域組合でやろうが、堂々と、みんな市民と一緒に、これを立ち上げていくという姿勢がぜひとも欲しいと思うんですが、そういう考え、これからできないかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） その前に、先ほどの環境基本計画ですけれども、決してストップしているわけではありません。要するに、旧黒磯としての部分としては、そういうもので新市に引き継いでいますから、その基本的な考え方というのは持って、今行政に当たっているというのは、これはストップにしているわけではないので、言わせていただきたいと思います。これは全市的なものをまだつくっていないので、今つくっていく形での土台にはして、これから全体的な部分の中では、そういうふうな黒磯市のつくり上げたものというものを踏襲していき、こうやっていきたいという考え方でおりますので、決して、新市になってしまったら、もうつくっただけで終わりだよということではないということだけのご理解をいただきたいと思います。

それから、佐野市の状況が、今お話ありました
ですけれども、佐野市の場合の何々100人委員会
と言うのだと思うんですが、これは機種を一番最
初からどうしようかということではなくて、もう
何というんですか、その前に機種の検討部会的な
ものがあって、その上に検討委員会的な、名称は
ごめんなさい、ちょっと正式名わかりませんので。
そういう中で決まった、要するにガス化溶融炉と
いう部分の中でどうなのかというのをやったと
いうようなことで聞いていますので、最初からど
うしていくんだということがかかわったというこ
とではないんだろうなというふうに、私は間接的
に聞いては思っているのですが、そういった意味
で、じゃ那須塩原市でつくるとかということにな
りますけれども、実際の、これはもう先ほどから、
前々から全協、あるいは議会等でも申し上げてい
ますけれども、広域化の中で、広域の事務として
やるということは、那須塩原市のごみを中間処理
施設で最終処分してもらわなければならないので、こ
れはただ単に陰のほうでというのではなくて、地
方自治法に基づいて、そういう位置づけを構成市
町村が、議会で確認をしまして進めていることで
すから、では、そういった中で、那須塩原市が市
民、あるいは関係の人を集めてそういうものをや
っていくといっても、どういうふうに広域の中で、
例えばですよ、決まったものを周知して行って、
理解をもらっていくものなのか、あるいは、決め
る段階までもかかわっていくのを、今からつくる
のかというのがちょっと見えないもんですから、
私も何ともお答えしようがありませんけれども、
今の段階でつくるといふ考え方を、那須塩原市が、
市として言うということはちょっと控えさせてい
ただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 私は、那須塩原市がつく

るとは言っていないんですね。市民の声が上がっ
たら、ぜひ行政のほうでも手を差し伸べると、一
緒に考えようではないか、どういう意見があるん
だという、そういう前向きな方向でぜひ行っても
らいたいということでは言っているわけで、那須塩
原市が組織をつくって、あんたらやれと言ったっ
て、そんなもの、いいものはできませんよ。やは
り市民の声ではなくなってしまうからね。やは
り、今環境を考える会というのが発足して、そ
して恐らく、市の執行部のほうへも何らかの手紙
なり、何なり来ていると思うんですけれども、そ
ういふものに対して、あ、やっとなってきたかと。
よし、では一緒に考えようという、そういう姿勢
が欲しいということで、先ほどの答弁について言
っているわけなんですけれども、佐野市の場合も、
ガス化方式と、それからストーカー方式とはもう
分けて、そしてガス化方式というのは決めた中で、
4つぐらいの焼却炉選択を、やはり100人委員会
にも宿題として出して、そしてあちこち見て歩い
て、どれがいいんだということと一緒に検
討したということがあります。

ですから、やはりそういう姿勢が、対立行動で
はなく、一緒になってそういうものをつくり上
げていこうではないかという方向をぜひつくって
いってもらいたいということなんです。そんな難
しいことではないと思うんですよ。本当に姿勢の
問題だし、それから、やはりこの環境基本法にの
っとった精神的な問題だと思うんですね。条約で
どうだからとか、そういうことではなくて、一緒
になって、市民とつくり上げていくという姿勢を
ぜひつくってもらいたいということなんです。

さて、そんな中で、焼却炉の機種がもう決定し
たという報告だけいただいて、それで私なんかも
びっくりしたわけですね。え、どこかで決まって
しまったのということでびっくりしたわけなんで

すけれども、そして、一体これはだれが決めたんですかと。そして、決定の経緯はどうだったんですかということもなかなかわからないで来ていますね。そして、その決定するメンバーはどういう構成でやったんですかという、その辺の経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） ちょっとお断りしておきますけれども、それをどうやって決めたんですかというのを、この那須塩原市の議会の中で、広域の事務というのが大前提にあります。だから、前から、先の全協でもお話ししましたように、検討委員会が検討しまして、それを管理者に報告をしまして、管理者からその構成市町村の正副管理者の中で報告してつくり上げてきたんだと私は思っています。ですから、検討委員会というものをつくって、何回も協議をしてきましたけれども、そこが決して決定はしておりません。それを管理者に報告をし、検討委員会としては、こういうふうな状況からこういうふうになりましたよと。それを受けた管理者が、正副管理者会議に報告というか、お話をして決定したということなので、だれがということではなくて、そういう形で決定したということだと思っています。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） いや、もちろんそれは、広域組合のほうで決定しているわけだから、それはそっちで決定しているだけけれども、しかし、その焼却場は那須塩原市のものなんですね。那須塩原の市民が税金を出してつくるものなんです。ですから、そのいきさつなり、そういうことはどんどん聞いて、どうなっているんですかと。どういうふうに決まったんですかと、それは当然、那須塩原市の環境課がそれを聞いて、そして議員にも、住民にも報告できることはできるだけ報告す

る方向でいかないと、それこそ広域事務所へ行って、「どうしてこっちでは教えてくれないんですか」「それをどんどんこっちで聞けばいいではないですか」って、逆に言われてしまうんですよ。だからそのくらい、向こうでも別に隠しているわけでもないと思うんです。そして、やはり中身はこっちが主体なんですから、広域事務所、それは確かに決めたり、それから入札したり、それはやるかもしれないけれども、しかし、焼却場の本当に使うのは、この那須塩原市の市民であり、金を出すのも那須塩原市の市民であり、それを向こうでやっているから、うちはどうやって決めたんだか、余りよくは知らないよと。だから報告もできませんよというのでは、ちょっとおかしいのではないですか。もっと何らかの方法がとれるのではないのでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 先ほどから申し上げましたように、那須塩原市の市民のごみを処理していくというのはそのとおりです。ただ、焼却施設は那須塩原市のというようなニュアンスがちよっと聞こえたんですけれども、焼却施設は我々の那須塩原市と、今で言えば、構成市町村が広域の事務として認めた中で、広域の事務としてやっているという意味で、広域の事業の中で、当然、先ほど議員さんから出ましたように、朝日新聞の報道の中でも、局長のコメントがありましたですね。情報公開条例はないけれども、そういう形があれば、いつでも開示しますよと。

先ほども出ましたけれども、それは逆に言えば、広域の議会としての中で、そういうふうな質疑にはならないというふうな形があったようだけれども、私はそういう形で、広域の事業としてやっているんですから、広域の中でどんどん聞いていただきたいと思います。

なお、つけ加えますけれども、直接那須塩原市としての、我々は全く関係ないということではないですから、当然、内容を検討するには、検討委員会には毎回参加していますし、内容の検討についても、向こうでは入っています。ただ、だからそれを全部知っているから、広域を抜きにして、こっち側で何でも話してしまうということでは、形としてはいいのではないのかなという部分で申し上げますので、言える範囲というのは、どうぞ来てきていただければ、どんなことでもお話ししますし、もう1点は、市民ということが出ましたですけれども、先ほど答えたとおりで、すべての人に対して、それをというのは、例えば広報等で周知するという事は当然あると思います。ですから、今考えているのは、パブリックコメントも、一般廃棄物ごみ処理基本計画の中でやりました。それを今減量審議会に、今後その内容での考え方を提示して、形をもらえましたら、それとあわせて、広域との1つの事業としての部分も広報等で周知していきたいなという考え方で今のところはおります。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 私は、すべての人に知らせるということはもちろん言っていない。常識的に、余りにも市民が知らな過ぎる。そして広報が足らな過ぎる。それで言っているわけです。そして、やはり広域組合があるなんていうことを知らない市民もいっぱいいるわけですよ。そういう中で、やはり市の環境課が、少なくとも窓口になったっていいではないですか。市が、環境課がそれをやるということではなくて、やはり聞きに来れば、窓口になって、どんどん説明すべきだというふうに私は思います。

それはそれとして、機種種の決定報告書によると、

その検討評価というのがあるんですよ。この機種は、まあストーリー方式に決定しているわけですが、このストーリー方式はダイオキシンが出やすいとか、出やすすくないとか、いろいろ評価の基準があるわけですが、その基準がここで決定報告書の中に書いてある評価と、私が入手した、日本環境衛生センターのデータとまるっきり反対の評価をしているということで、もうびっくりしているんですね。

というのは、例えば、この検討評価の中で言っているのは、環境負荷の軽減が図れるんだということを書いて、そして今度は日本環境衛生センターのほうでは、環境負荷が高くなってしまふんだと、このやつはほかの機種よりも高くなってしまふんだと。もうまるっきり反対のことを言っているんですね。

また、検討評価のほうでは、これは事故が少ないんだと言っていて、もう1つのほうでは、これは事故やトラブルがすごく多いんだと。そして事故の例を羅列して、こういうふうな事故が起きていますよというふうな評価をしているんですね。非常に食い違いがもうすごく甚だしいんで、これは、どっちがいいとか、どっちが悪いとかではなくて、こんなに違うものを、もっと我々にもわかりやすく、ちゃんと説明すると。それで説明が足りなければ、専門家を呼んで来てでも、市民に納得できるような、そういう状況を、やはりこれだけの130億になんなんとするような大事業をやるわけですから、130億も、13億も、我々の感覚では、余りピンとこないんですけども、しかしよく考えてみたら、130億なんていうのは、去年までの西那須野1年間の予算総額ぐらいの大きさがあるわけですね。そういう中で、やはりもっとも慎重に考える必要があるんじゃないかということで、非常にそういうものを見ると我々も不安

になるんですから、そういうところをどういうふうに考えるかをお願いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 今回の機種選定の中で、それぞれの機種の総体的な部分でのお話だと思っているんですけども、今回の検討の中では、要するに経済性、環境負荷、資源保全性、安全性、処理の特性、実用性といった中で、総体的に検討した中で、総合的な評価という中で、そのストーカー・プラス廃溶融炉という形になってきた状況でありますので、今言ったダイオキシンの部分でも、高いの、低いのというよりも、今の規制基準よりも本当に下げられますよという状況では、どの機種であっても大丈夫なのかなという形では、検討の中では出ております。こちらだったならば、規制基準が守れないほど高くなってしまいうということではないというものは、今の時代ですから、そういうものは当然ないと私は思っていますので、要は、基準の中でそういうふうな、種類によっては差のある部分を落とすという意味で、そういう形ではとらえられるとは思いますが、そういう形を超えてしまうような高い、低いという形ではないと考えております。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） もちろんそういうことですが、それが本当にどれがいいんだということを考えているときに、この紙一枚で、本当に基準が高いとか低いとかという、その表現だけでこれを終わりにしていいのかということを行っているわけで、これだから悪いとか、いいとかという判断をしているわけではなくて、我々、もっともっと研究しなければならぬし、特に議員全員でこれは検討していく問題だというふうに、これからは、先ほどの話でも、今からやるのかという話だったんですけども、今からこの焼却炉をつく

って、今から、今度10年、20年、もしくは30、20年ぐらいの目標でこの焼却場を使っていくわけですから、そして毎年ランニングコストだけでも、本当に10億近いランニングコストがかかっていくような、そういう大きな事業をやるわけですから、これからますます市民と一緒に物を考えていくという姿勢が必要だと思うんですね。

そういうことで、ぜひともこれから市民参加型の環境政策をぜひ展開して行ってほしいと思います。市長は、いつも住民の目線で政策を考えていくんだというふうに公約しているわけですから、もう市長にぜひ期待したいわけなんです。これからでも遅くないですから、市民と一緒に、市民参加型の環境を考えるという姿勢をぜひとっていただきたいと思います。一応この項は終わります。

次に、今度は2番目の質問で、学童保育について再質問いたします。

このところ、学童保育の現状を、何か所か視察してきました。そして、黒磯地区と西那須野地区では、大分現状が違うなという印象を持っております。現場の状況は多種多様で、いいところも悪いところも兼ね備えてはいるんですけども、そんな中で、場所によっては流しが全然なかったり、洗い場が屋外にだけしかなかったり、そういうところもあります。それから、電話が全然ないとか、広い部屋に暖房が、ストーブが1つしかないというところとか、それからもう、湯沸かしとか、ガス台ですね、湯を沸かすことができなかったり、それから、例えば体育館の2階で、夏はもう、想像を絶するような暑いところでやっているところもありました。

これらの非常に悪い設備や環境に対して、今後どういうふうな取り組みをしていくか伺います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

まず、昨日の阿部議員の一般質問の中で、基準として、指導員の配置基準等は決められていないということを申し上げましたが、あわせて、施設の広さ等についての基準も特に定められてはおりません。

基本的な話になりますけれども、放課後児童健全育成事業は、いわゆる児童福祉法の中で事業として位置づけをされておりまして、まず、もちろん政令で定める基準というのをございますけれども、児童福祉施設の中の児童厚生施設を利用するなどして、その事業に当たられたいということをございます。

その児童厚生施設というのは、児童福祉法の第40条の中で、児童厚生施設は児童遊園、児童館等、児童に健全な遊びを与えて、その健康増進云々ということを目的とする施設であるということ、具体的に、放課後児童健全育成児童施設という位置づけが現在の中ではございません。

ただし、放課後健全児童育成を行うそのいわゆる組織図の中で、政令の中でどういったものが好ましいとか、いわゆる児童厚生施設とは、設備の基準でこうしなくてはいけないとか、そういうものは定められております。ですから、それを全部満たしている施設というふうには、正直申し上げまして、該当しているかどうかというのはちょっとわかりません。確かに不足している点があるかもしれません。また、合併したことによって、それぞれの児童クラブに対応してきた歴史、そういったものの背景も違いますし、18のクラブの中で、ただいま金子議員がおっしゃったような設備の違いはあると思います。これは、昨日も申し上げましたけれども、そういった運営や設備の改修等も

含めて、今後、保護者の方とよく話し合う中で実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 国の基準もないし、それから非常にあいまいな点が今まであったわけですが、そういうことで前向きに検討してくれるということで、それはとてもいいことだと思っておりますが、その見てきた中で、大人数の児童クラブもありまして、先ほども部長が言われた三島児童クラブは67名、そして12月からは69名になるということで、しかも大山児童クラブなんかは84名いるということ。そういう大人数のところがありますね。そして、県の学童保育連絡協議会というところの広報というか、それによりますと、「国の学童クラブ補助金は35人までを1単位として、36人からのクラブは大規模加算を行っている。国は、生活の場としての学童クラブの望ましい大きさを35人としていると思われる」という、「思われる」です。「現在進められている小学校の学級の大きさをおおむね40人としていることから、生活集団の大きさは、最大この規模が妥当と考えられる」ということで、これはもう決まり事ということではなくて、そういうふうに言っています。

ですから、ほぼ40人が児童を見る限界なのかなというふうに推定されます。しかし40人以上50人、それから、今の80人からの子供が一堂にいるということは、これはちょっと指導員は、それでは一体どの子を見ればいいのか。もう本当にあそこに行って、30分、1時間いると、もう頭がおかしくなりそうな、我々は慣れていないからのせいもありますけれども、本当にそういう状況になりますね。そして大勢いるところでは、大きな声を出さないともちろん話ができない。隣の人とも話ができない。もう本当に、部屋の中が非常に大きな騒音になりますから。もちろんこれは、一日中そうなっ

ているということではなくて、時間によってですけども、非常にそういう動き回る子供たちもたくさんいますし、一体指導員がどうやって監視するのかなど。これは、どうしても分けなくてはならないのではないかとということで、私は、去年増設したり、それから新築したりしたときも、どうして仕切りをつけないの。仕切りをつけて、80人のあれだったら、40人ずつどうして分けてくれないのだということをさんざん言ったんですけども、なかなか聞いてもらえなくて、結局、大きな部屋になってしまったということで、今後、それについて、そのままではちょっと問題が出るのではないかとということで、どういうふうを考えているか、ひとつお願いします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、確かに西那須野地区の大山ですか、84名ということで、私のほうの見込みでは82名程度かなと思ったんですけども、定員80名のうちも84名に達するというようなことで、確かに大規模な児童クラブであるということはおっしゃるとおりであります。また、それに近い、三島あたりもかなりの児童数があるということで、そういう面での、指導に当たる指導員の方のご負担というのは大変なことだというふうに考えております。

ただ、まだこれは児童クラブとの関係で、もちろん正式な決定ではないですけども、大都市の都市部なんかでは、いわゆる夫婦とも共働きの家庭が多いということで、家へ帰っても子供の居場所がない。安全な場所は、現行の中ではやはり学校が一番安全ではないかとということで、全校児童を対象とした、放課後のいわゆる児童クラブといえますか、名称は違いますけれども、そんなよう

な動きも出ております。そこは、もちろん指導員の数も違うでしょうけれども、体育館に全校児童対象で、大体もう70%、80%の児童が参加しているというような話も聞きます。そういう現状でも、そういう活動がなされているということを考えますと、現状の80人定員の中で、若干定員はオーバーしていますけれども、新しく設備を整えた中で活動については、当面推移を見たいというふうに考えています。

また、現状の本市の中の児童クラブの運営に関しましては、黒磯地域では2か所の民間のクラブがございます。塩原地域には1か所ございます。西那須地域については、そういう面ではまた空白でございますので、そういった面での民間活力の導入というものも検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 前向きな検討をしていたら、それは結構だと思います。

先日、そういう中で、学童保育の学習会に参加してきました。その中で、大規模の大勢いる児童保育の問題点として、たくさん問題を投げかけてきているんですね。子供同士が同じ学年でさえも名前を知らないというふうな状況とか、それから一人一人が普通に話しても、もう大声でないと隣の人も聞こえないと。さっき言ったようなことで、そして頭痛を訴えてくると。それから、大人数ということで、子供たちに非常にストレスがかかってしまうと。そしてそれが、今度トラブルの要因になってしまう。それから、室内で、もうどうしたって触れたりぶつかったりするので、それでけんかになると。特に雨の日はそれが多いんだと。それから、もう空間が狭くて、落ち着く場所がないと。これ、今も3分の1ぐらい、ちょっと

そういう問題を……、もう長くなるので……。そういう問題がたくさん出てきますね。そして、しかも指導員も、こういう状況では本当にストレスがたまってくるということも言えるわけですね。

ですから、これはぜひ仕切りをして、できれば40人が限度かなということなので、そういう方向だけはちょっと考えていってもらいたいと。

あとは、時間ももうないので、次に移ります。

研修のことで、公民館によって、研修も出たり、公民館というのは、これは西那須野の場合ですけども、出たり出なかったりということがあのかなというふうに感じるんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えいたします。

西那須地域の中での公民館単位で実施しておりますけれども、そういった中での研修への指導員の参加云々という話でございますけれども、確かに合併前は教育部門で西那須地域は放課後児童クラブの事業を行っていたということで、現状では市民福祉部所管ですけれども、公民館長にその事務の依頼を行っているということで、市にそういった研修の参加等のつなぎを館長さんをお願いしているわけでございますけれども、それぞれの地域のクラブの中での、運営の中での都合等で出欠があったというふうに理解しております。極力、大事な研修ですから、調整して参加が多くできるような形で話はしたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） いろいろ、県の児童館の研修とか、そういうのも上級、中堅、初心者等の研修があるようですけれども、指導員のほうも、なかなか自腹を切って行けるような状況ではないということも聞いております。指導員に対して、

どういふふうに研修させていくのか、その辺のところをお伺いしますけれども。

大田原市の場合は、研修費として1人当たり年間15万出しているというふうなことも聞きますけれども、その辺のところは、那須塩原市ではどういふふうにしているか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 児童クラブの目的は、放課後において、適切な遊びの場と生活の場を与えるということが基本でございます。確かに、クラブにおいて、指導員が熱心に予習・復習などのことをやってはいただいておりますけれども、その研修の内容等もどこまで踏み込んだ研修の機会を与えるべきか、あるいは求めるべきかというのは、まだ全部判断がついてございません。大田原市の先進地の事例などをご紹介いただきましたが、そんなものも調査して、今後の参考にしていきたいと考えております。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） やはり学童保育というのは、ボランティアでやる段階はもう過ぎているのではないかと。ただ、子供を守る、子守をする感覚ではなくなっている。これがもう、必要性が急速に生活の中に入ってきているというふうな状況の中で、やはりただ遊ばしている、今言ったように、ただ遊ばせるわけですけれども、ただ子供たちを遊ばせているだけではなくて、やはりしつけとか、いろいろの面で、もうちゃんとした、子供たちを育てていく、学校と同じように、そういう一環として必要があるのではないかと。それには、やはりある程度専門の技能を持った人たちをお願いせざるを得ないというふうな方向に来ていると思うんですね。ですから、専任の常勤職員、こういうものが必要になってくると思うんです。そして、資格認定制度、これがまだないわけです。

けれども、こういうものが求められてきているわけですね。そういうところで、埼玉県では、そういうのがもうできているそうですけれども、もうぼつぼつそういうものもできてきて、本当に、ただ預かっていけばいいのだという状況をもう逸脱しているところへ来ていると思うんですね。ですから、学童保育に専念できる、そういう体制、それが必要だと思うんです。それはやはり、この那須塩原市の福祉のほうで、そういうことを本当に考えていかななくてはならないのではないかというふうに考えられるのですが、その辺のところはどう考えますか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） まず、指導員を常勤体制で検討してはということですが、全体的な、今全国的な自治体の中で、放課後児童クラブの事業を実施していない自治体もちろんございます。なおかつ、いわゆる在宅で保育されている子供さんから、児童クラブへ通級する希望者がふえて、保育園のように入所待ちの子供さんがいるような自治体もあるというふうに話も聞いてございます。

そういった面で考えますと、ある程度金子議員が言ったような、そういった今までの取り組みとは少し考え方を変えなくてはいけないのではないかということについては、理解はもちろんできますが、やはり自治体の体力の問題もございまして、財政的な問題とか、そういうことも踏まえて、少し今後の国の出方というものを見極めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 各県によっても、随分差があると思うんですが、那須塩原市から、できるだけいい子供たちを出していくと。それから、悪い子供を出さないというふうな方向で、や

はり指導員体制ということが非常に重要視されてくると思うんですね。指導員に対して、社会保険とか、それから福利厚生とか、そういう身分の保障を、もうそういうことでぜひ確立していただいたい。そうすれば、人材もどんどんレベルが高まっていくということにつながると思うんですね。要するに雇用体系の確立が必要だと思うんですね。そして、今、指導員の勤続の保障というのがどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 指導員の雇用に関する身分保障のお尋ねでございますけれども、まず基本的に、黒磯地域の9つの児童クラブについては、運営主体が保護者会ですから、任命権者も保護者会の会長さんでございます。これについての考え方というのは、市のほうでは持ち合わせておりません。

西那須、塩原地域はどうかということですが、非常勤特別職、あるいは臨時職員という位置づけでございますので、それは当面、そのままの形でいくというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 今回、公設民営という話が出てきて、いろいろこの問題について話題が沸騰してきているわけですが、そういう中で、そういう問題も一緒に、学童保育を市内全体を1つのまとまる体制でつくっていくような考え方をぜひ持ってもらいたいと思うんですが、昨日の質問の中でも、答弁で、検討委員会の立ち上げをするというふうな答弁もありましたけれども、これから1年かけて、どういう学童保育にしていこうか。できれば、原点から検討して、本当によりよい学童保育をつくり上げてほしいと思います。

今、西那須野地区では、公設公営がとてもうまくいって来たわけなんですね。そういう中で、これも1つの選択肢、とてとても公設公営ではだめだよというのなら別ですけども、これも1つの選択肢として、今後やってもらいたい。そしてまた市長は、学童保育の現場にぜひ行って、現場をよく理解してもらいたいと思います。明日を担う子供たちに、安心を預けられる学童保育に、ぜひしっかりと目を向けてもらいたいということで、私の質問を終わります。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時18分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 松原 勇 君

○議長（高久武男君） 次に、31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 31番、松原でございます。

今回は3問について、執行部の見解をお伺いいたします。

まず、1問目でございますが、新年度の事業計画と予算編成方針についてをお尋ねをいたします。

合併2年目となる平成18年度の新市事業計画と予算編成は、まさに栗川市長の選挙公約と将来を展望した、新市建設への情熱を具現化する第一歩の年であります。

今年度の予算編成の基本的な姿勢では、合併協

定書や事務事業の一元化調整などで協議が調った事項を誠実に履行するとして、行政執行に尽力された初年度でありました。

平成18年度においては、国の三位一体改革という厳しい状況と、一般的には景気が上向いてきたとはいうものの、地方においてはまだまだ経済不況から脱出できない社会情勢であります。

そうした中において、来年度の歳入では、自主財源である市税や地方交付税を初め、国、県支出金等も減額傾向を予測するところであります。

このような情勢を背景にして、新年度事業の取り組みにおいても、緊急性や効果等を勘案して実施計画を策定されるものと考えますが、次の点についてお伺いいたします。

1つに、旧市町村時のハード事業等の継続を優先して事業の完了を目指すとしていたが、現況と実績についてお伺いをいたします。

2点目、新市建設計画に基づく事業、また新年度の重点事業についてお尋ねをいたします。

3点目、新年度の市税等の見込み額はどのくらいか。また、国、県等の歳入見込みを踏まえて、新年度の予算規模はどのようになるのかお伺いをいたします。

4点目、新年度において、合併特例債の充当額はどのくらいか。また、市債の見込み額についてもお尋ねをいたします。

2問目であります。適正規模校の実現に向けてお尋ねをいたします。

戦後の混乱の中にあって、いち早く人づくりの教育、学習の重要性に主眼を置き、6・3・3制による義務教育の制度が実施され、また食糧に事欠く状況を打破するために、食糧の増産を初めとして、物づくりが日本再建の大きな基盤として、国民一丸となって研究、努力が続けられ、戦後60年にして、世界に誇れる工業立国として繁栄し、

経済大国へと発展し、平和で安泰な国土となりました。

さて、本市の教育の基盤である学校創設の要覧を見ると、古くから人の住み着いた地域、つまり旧村では、お寺を学舎とした寺子屋を起源として、子弟の学問の場がつくられました。

明治5年の学制発布により、本市の学校創設は明治6年に6校、7年に6校、8年に3校と、明治末期までにさらに5校が創設され、明治期だけで、小学校が実に20校が創設されたのであります。

この経過を見ると、井口、鍋掛、寺子、大貫、塩原地区などの当時の状況がしのべられます。学校の制度や教育指導の要覧も変遷を重ねて、今日の教育制度や教育環境がつくられてきたのであります。

一方、第二次ベビーブームを迎えた昭和40年後半から、地域開発や社会環境の変化に伴い、人口の動態が変わり、児童生徒の数もふえ、小中学校の新設や増設が行われ、教育の機会均等や教育環境整備の充実が進められてまいりました。

さて、新市の主要施策の中で、学校教育の充実を図るため、適正な学校規模の確保を図りつつ、多様化する教育に対応していくと指針で記されております。

西那須野地区では、学校の規模や生徒数のバランスがおおむねとれておりましたが、合併によって生徒数、小学校では50名から736名、中学校では60名から730名と、そのバランスが崩れる結果となりました。特に中学校では、西中、三中ともに、生徒数が720から730名の大規模校であり、常に問題、課題がつきまっております。特に三中では、35人学級の今日、普通教室が満杯のため、少人数学級のときは体育の時間で空いている教室を使っているという状況であります。

したがって、教職員室も、教員と補助教員が入

り、さらに生徒が連絡などで入ると身動きができない状況であり、この点では、西中の職員室も全く同様の狭隘ぶりであります。

旧西那須野町では、昭和30年の合併当時から2つの中学校で、生徒の増加にあわせて、施設、設備の増設をして対応してきたのであります。

昭和50年に大山小学校を新設したときに、中学校の通学区の変更をいたしました。通学距離が遠く、10月から来春までの間は、部活動をして帰るときは暗く、常に危険と不安が伴い、学校でも父兄でも、帰宅して顔を見るまでは安心ができないのが現状であります。長年の懸案事項であります中学校の分離新設校実現についてお伺いをいたします。

1つ、合併したことにより、バランスの崩れた西中、三中の大規模校の是正についてはどのように考えていくのかお尋ねをいたします。

2つ、西中、三中の耐震予備診断の状況はどうか。また、補強、建てかえなどが考えられるが、そのためにかかる費用はどのくらい予測されるのか。また、その財源はどうするのかお尋ねをいたします。

3つ、教育の機会均等の立場から、学校規模の適正化をどう把握して、どう考えていくのかお聞きいたします。

4点目、栗川市政の重要施策の1つとして、適正な学校規模の実現が挙げられるが、特に大規模校の適正化について、どう考えていくのかお尋ねをいたします。

3項目めであります。那須聖苑の料金設定は適切か、お伺いをいたします。

黒磯那須共同火葬場組合の条例が、合併基準日の平成17年1月1日に改正されたが、その内容を見ると、同じ那須塩原市民でありながら、差別待遇となっているように思う。

使用料金について、那須塩原市（旧黒磯市の区域）、那須町の住民は、12歳以上1体火葬炉料5,000円、待合室料5,000円などとなっており、西那須野、塩原の住民の使用料は、12歳以上の火葬炉料1万5,000円、待合室料1万円となっております。

同じ市民となったはずだが、使用料については、実に3倍の支払いが求められております。さらに、使用料の減免措置がありますが、生活保護法の規定による扶助を受けている者、また管理者が特に必要と認めた者は減免をすることができるとされております。これも、旧黒磯市民だけ該当だとすると、西那須、塩原地区の生活保護受給者は認められないということになるのでしょうか。

仮に西那須、塩原の住民が大田原火葬場を使用すると、大田原市民は火葬炉料はかからないで、待合室料が3,500円であります。負担金を納めている西那須、塩原の市民は、火葬炉料が1万円、待合室料3,500円あります。どちらの火葬場を使用しても、西那須、塩原の住民は負担増となることは理解に苦しむところであります。

市長は、市政運営方針の中で、不公平感が生じないように、公平、公正を旨として取り組んでいきたいとしておりますが、この黒磯那須共同火葬場組合の条例改正に当たっては、どのような配慮からこの設定となったのでしょうか。

また、平成17年度の黒磯那須火葬場組合への負担金は幾らか、大田原火葬場への負担金は幾らだったのでしょうか。今後速やかに条例改正をすべきと思いますが、どのように考えて対処しているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 31番、松原勇議員の市政一般質問にお答えいたします。

私からは、新年度の事業計画と予算編成についてお答えをいたします。

順次、質問にありました点につきましてお答えをまいります。

新年度の事業計画と予算編成方針に関する質問にお答えいたします。

まず、旧市町で計画、または着手し、新市においても継続して実施している事業についてであります。主なものといたしましては、那須塩原駅北土地地区画整理事業や、3・4・1本郷通りの道路改良事業、まちづくり交付金を活用した3・4・2中央通りの整備事業、太夫塚公園体験学習施設整備事業、地域再生事業計画の核となる塩原温泉湯っ歩の里の整備や、旧新湯線道路改良事業などがあります。これらは、平成18年度においても、引き続きこの早期完成を目指しております。

次に、新年度の重点事業であります。ただいまの継続事業のほか、西那須野学校給食共同調理場改築事業や、塩原支所庁舎改築事業、また事業主体は、栃木県や那須広域行政事務組合となりますが、（仮称）黒磯インターチェンジの整備事業や、第2期ごみ処理施設整備事業は、関係機関と協議の上、積極的に対応したいと考えております。

このほか、17年度の予算に計上いたしました各種部門計画につきましても、緊急度等を勘案しながら、具現化のための予算措置を行っていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、新年度の予算編成に当たりましては、安心・安全をキーワードに、地域バランスに配慮しながら、公平な予算となるよう努めてまいりたいと考えております。

引き続き、平成18年度の予算規模についてであります。まず、市税の見込みにつきましては、

緩やかな景気回復や定率減税の半減というプラス要因があるものの、固定資産税の評価替や景気に大きな影響を与える原油高などのマイナス要因があることから、市税全体では、本年当初予算額の174億程度になるものと思っております。

次に、地方交付税であります。三位一体の改革に伴う地方交付税の削減が継続し、交付税総額の抑制が見込まれるため、本年度より減少すると考えております。また、国庫支出金は改革の総仕上げを目指すという国の予算編成方針に基づく国庫負担金の改革で、廃止・縮減の方向にあることから、さらなる一般財源化が考えられます。

このほか、県支出金についても、国の三位一体改革を踏まえた対応のほか、県単事業を含む公共事業費予算の抑制という考え方が提示されているため、今年度よりも減少するおそれがあります。

これら主要財源の収入見込みを考慮したときに、平成18年度一般会計予算規模は、通常ベースでは、平成17年度当初予算と同様の370億円程度が目安になるものと思っております。

なお、合併特例債を含む地方債につきましては、12月2日までに、各部課から、事務事業にかかわる予算見積書が提出されることになっております。このため、現時点では、事業見合いの地方債を明示することはできません。今後の予算編成作業の中で、提出されてきた事業の必要性を十分に見極めるとともに、優先順位を考慮しながら、地方債の適正活用を図ってまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長、生活環境部長より答弁いたします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私のほうからは、適正規模校の実現に向けて、1番から4番まで、順次お答えをいたします。

小中学校の適正規模に関しましては、学校教育

法施行規則などで、学級数で12学級から18学級、生徒数で480人から720人とされておりますので、本市においても同程度が適正な学校規模と認識しております。

西那須野中学校、三島中学校においては、適正規模を若干超えている状況にあります。合併により、市内小中学校の規模はそれぞれの市町の地理的条件、地域性など、歴史的経過により、現在の35校になっておりますが、学習指導については、市の教育行政基本方針に基づいて、一貫した教育を行っております。

西那須野中学校、三島中学校は、従来から旧西那須野町で分離等が話題になり、実現に至っていない状況にあります。学校の適正規模を念頭に置いた西那須野中学校、三島中学校などの学校整備は、現在策定を進めております耐震対策を含めた、総合的な改修計画も踏まえた中で、学区審議会を設置し、保護者、地域住民等と十分に話し合いを行いながら研究をしていきたいと考えております。

次に、耐震化優先度調査は、昭和56年以前に建築された学校施設の耐震化優先度を把握し、今後の学校施設の整備計画を検討する基礎資料を作成することを目的として実施したものです。今後、さらに耐震診断など、工事実施方法のための調査を来年度から計画的に行うとともに、工事も順次施工することになります。

ご質問の両中学校については、西那須野中学校が校舎2棟、体育館1棟が、また三島中学校は、校舎1棟、体育館1棟、武道館1棟が何らかの耐震対策が必要となります。

しかしながら、耐震診断の調査を行わなければ、建てかえ、大規模改修、耐震補強など、施工方法を判断することができません。また、施工方法により、数千万から数億円と異なりますので、現段階では工事費は申し上げられませんが、実施する

場合の財源は、それぞれ国庫補助金、合併特例債、義務教育施設整備事業債などの有利な財源で実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 那須聖苑の料金設定は適切かとのご質問にお答えします。

那須聖苑につきましては、地方自治法に基づく一部事務組合としての、黒磯那須共同火葬場組合が管理運営し、一方、大田原市火葬場は、大田原市が管理運営をしている施設であり、おのおのが火葬場の状況に応じて利用料を定めておりますので、差があることはやむを得ないと考えております。しかしながら、西那須野、塩原地区の住民が那須聖苑を利用した場合には、黒磯地区住民との差額を助成し、また黒磯地区の住民が大田原市火葬場を利用した場合には、西那須野、塩原地区の住民との差額を助成する制度を、平成18年4月1日から実施する予定であります。

生活保護の受給者の減免についてであります。生活保護受給者のうち、管外扱いとなる住民につきましては、生活保護の制度による葬祭扶助で対応してきております。

組合の条例改正についてであります。さきにお答えしましたように、利用料に差が有することはやむを得ないことから、合併に伴う名称変更が主な改正内容でありました。

次に、平成17年度の負担金ですが、黒磯那須共同火葬場組合には2,035万円、大田原市火葬場には833万8,000円を負担しております。今後、条例改正をすべきではないかとのご質問ですが、那須聖苑につきましては、那須町との一部事務組合の管理運営であることから、改正は難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 平成17年度の事業の取り組み、あるいはその予算等について、市長から説明をいただきまして、予定どおり事業が進行しているということございまして、これはやはりそれぞれの地域が、合併によってその期待する部分の大きな役割でありますので、非常に喜ばしいところだと思います。しかも、17年で終わっていないものは、18年で引き続きその実施の完成を目指すということありますので、これについてはぜひともそうした方向で進んでいただきたいなと思っております。

この新年度の重点事業等についても、今、先ほど具体的に幾つかの点が出されまして、なかなか合併後処理について、新規事業の取り組みということはまだ難しい、検討をする期間が、いろいろとその策定について行っているということありますから、この新年度の事業、あるいはまちづくりについても、座談会等の世論を十分重視して、この18年度に向かっていたきたいなと。

ただ一番、やはりその事業計画はできるけれども、問題は、予算が並行してついでこないとできないということでありまして、ご答弁でも、18年度に向けては国の交付金の減額、あるいは国庫支出金の廃止等もあり得る、こういうことで、17年度と同額の370億円程度かなということ、現在は年度途中でありますから、はっきりした数字が出てこないのもやむを得ないことなっておりますが、この17年度の中で、合併特例債が22億7,000万ほど、大体17事業ですか、組まれて、これらについても、新年度に向かっては、今、各部から提出をいただいて、新年度に取り組むようございまして、この特例債の用途については、今後、総枠で言う383億円、こういったものの使い分け、あるいは年度別事業での、どういうふうにしてい

くかということ、今の段階では難しいんでしょうけれども、大きく振り分ければ、10年間の中で、単純計算でも、年間38億円程度になるわけでありますが、やはり重要事業については、これはもう突出して充当して事業完遂を行うという方向になるのだらうと思いますが、この1問目については、1つだけ市長に、今検討されている今後の事業計画、あるいはまた、予測される事業、そういったものの中で、合併特例債の使い部分というのですか、いつごろまでにどんな事業をどうやっていくかということで、これは非常に今のところは漠然としていると思いますが、市長の思いだけを聞かせていただければと思います。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） それでは、私から、合併特例債等々の使途、充当の考え方について、若干申し上げたいと思います。

松原議員が先ほどおっしゃられましたとおり、総枠では383億円というふうな形になっております。10年間で、単純で平均値を出しますと、年間約38億円というふうな数字になってこようかと思っております。

今後、一番大きな合併特例債の充当の事業としたしましては、第2ごみ焼却施設、これに一番大きな額を充てざるを得ないのかなというふうな考えを持っているところでございます。

また、総体的な、年次的な合併特例債の充当の計画は、今現在のところ立てられておりません。と申しますのも、17年、18年度の2か年で那須塩原市の総合計画の策定に今現在入っているところでございます。そういった中で、財政計画等々も踏まえた中で、今後の合併特例債の充当期間、1年経過いたしましたので、9年間という形になるかと思っておりますけれども、その中で十分に考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 今後の新市建設に向かって、今検討されているそれぞれの審議機関、検討機関が、よりよい方向と内容で出してくることを期待を申し上げたいと思います。

次に移ります。

学校の適正規模校の件でございますが、これは趣旨の中でもお話を申し上げておきましたように、まさに西那須の懸案事項でございまして、昭和60年のときに、西那須野分離新設校をぜひつくるべきであるということを提案をさせていただきました。以来、幾度かの、執行者の考え方、あるいは学校の実情、さらには地域住民の世論等も聞きながら来たわけでありますが、残念ながら、各首長が思い切って決断ができないまま合併に入ってしまった。そういう仕事を、新市になって栗川市長にぜひともというのは非常に心苦しい部分はあるわけでありますが、やはり学校の教育の機会均等、あるいは学校教育環境の充実、そして、よりよい子供の教育の場、子供の成長、そういったものを考えたときに、この西那須野地域というのは、今後とも人口が漸増していく地域であるという地域性もございまして。したがって、この中学校の分離新設については、市内全10校の中学校の平均化をしても、生徒数のアンバランスが出ているわけがありますから、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、文部省が適正規模校という学校の人数は500から600というのが一番適切で、18学級ということが言われておるわけでありまして、そういうものからいたしますと、黒磯市全体の24校の小学校のバランス、あるいは10校の中学校のバランス、それから地域性、そういったものも含めて、今後は統廃合等も当然話題になり、検討を重ねて

いかなければいけないことなんだろうと思いますが、そういう地域性や、あるいは将来を展望した中で、子供たちがよりよい環境の中で教育を受け、そして立派な成人として巣立っていける、そういう学校をぜひともつくっていただきたいと思うわけでございまして、これは市長の公約の中というよりは、むしろ新市建設とよりよい住民のためということも前提に置きながら、教育長にもう1つだけお尋ねをしておきますが、これも耐震性の審査が終わって、どのくらいの経費がそのために充当しなければいけないかということももちろん前提にあるわけでありまして、そういったものと並行して、この分離新設校については、前向きに検討する機会をつくっていくというようなことについての考え方はいかがかと、この点について、1点だけお聞きしておきたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 新市になって、各学校の置かれている規模とか状況は、大分こうばらつきが大きいわけです。そういう中で、議員がご指摘になっている、西那須野地区の2つの中学校、それから1つの小学校、三島小学校ですけれども、この3校だけが突出している状況にあるんですね。しかし、ほぼ適正規模内にはあるんですけれども、今後の教育条件の整備、例えば中学校が35人学級に急になったというようなことになりましたと、教室数も多く必要になってくる、そういう状況も生まれてきたわけです。

そのほか、いろいろ新しい時代に対応していきますと、例えば情報教育、IT教育などの重要性とか、環境教育とか、幾つか時代に対応した教育条件の整備ということも必要になってきます。そういうこともありますので、来年度、学区審議会を立ち上げることにしていきたいと。それから、耐震診断ということを進める中で、今後の新市全

体の学校の整備計画をもう一度考え直していくということが望まれるものと、そういうふうに判断しております。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） ぜひ、よりよい子供たちの教育環境の整備、あるいはまた、教育の機会均等という最も重要な分野について、最大限のご配慮をいただきますように、ここで希望しておきたいと思います。

次に、那須聖苑の料金設定の件でございますが、これは一部組合のことであるからという部長のお話でございましたが、この那須聖苑の料金等については、差額金については補助したいということでございますが、これらについては、まず補助するというのも、当面の1つの策かと思いますが、この一部組合の規約の改正について、前向きに取り組んで、括弧書きで黒磯地域というようなことの表示を削除することのほうが、やはり同じ市民としての感情の問題も含めて、よろしいのではないかと思いますので、この組合に対しての条例の改正を求めるといことはそれほど難しいことなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） これは、難しいのかということになれば、難しいと思っています。というのは、大田原がやっている火葬場を、負担金を出して那須塩原市民として、旧という言い方があれですけれども、西那須、塩原地区が使っているという前提をそのままにして、こちらだけが那須塩原市になったのだから、一部事務組合の規約を改正して、全体にしてくださいよという形は、これは言うことはできると思うんです。ただ、那須町としては、旧黒磯と那須町として一部事務組合としてやってきている中で、那須塩原市全体という形は、那須町の住民としては、合意形成をし

ていかなくはならないという部分もあると思うんですね。そういった場合に、那須塩原市としても、大田原市のものも使いますよ。だから協定に基づいて負担金も払っていますよ。こちらも使っています、負担金払います。当然、今度、11万5,000対2万七千数百という形でいけば、今の負担金のあり方というものも、当然そこには含まれてくると思うんですね。どちらも使えるというのはいいことだとは思いますが、実態からいきますと、どうしても火葬の一つのあり方からいくと、実際に那須塩原市になっても差があるということもあるとは思いますが、現実的には、これを同じにしても、恐らく大田原市のほうの従来の使い方というのが、より想定されるのかなというようなところからしても、実際にはそういうものが全部変わっていかないと難しいのかという形で思っています。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 確かに、地理的なことから、あるいはまた、今まで長いことのそうした流れから、西那須、塩原の住民でご不幸が発生したときには、大田原というのが至近距離であり、使いやすいというのがあるんだと思うんですが、そういうことになりますと、確かにそれは当然なんですけど、この差額金、例えば黒磯、那須の住民だと5,000円の使用料ですか。それ以外の町村の方の場合は1万5,000円ということになっているわけですが、そうすると、例えば西那須のお亡くなりになった方が那須聖苑を使うときには、1万円の補助金を出しますということになるのかなと思うんですが、大田原については、これは当然負担金を納めている施設でありますから、大田原市民は無料、それから負担金を納めている関係市町村は1万円という、その基準になっているのだと思いますが、これで、ここでもこう差ができてしま

うとは思いますが、はっきり、那須聖苑を塩原、西那須の住民の死亡が発生したときには、1万円の補助金をいただけるということは、5,000円で使用料になる。大田原を使う場合には、1万円の負担金でそのままなのか、こちらについても配慮がされるのか、この辺はどういうことになるんでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） その差の助成をするというのは、具体的に申し上げますと、西那須野地域の人、塩原地域の人が那須聖苑を使った場合に、今、火葬炉の利用料の差だけだったんですが、待合室も差があるわけですね。ですから、那須聖苑を管内、管外で申し上げますと、西那須と塩原の住民の方が使った場合には、その火葬炉の1万円の差ですね。12歳以上というところで申し上げますけれども、1万円と待合室の差の5,000円で、合わせまして1万5,000円を助成していきたいと。それは、管外で黒磯の住民が使った、同じ形で差のないようにしていきますよというのが1つです。

それから、今度は黒磯地区の住民が大田原市の火葬場を使った場合に、差が、火葬炉の場合ですと、13歳以上となっていますけれども、6,000円です。それから、待合室が3,500円の差があります。これの合わせた、6,000円と3,500円ですから、9,500円を助成していきます。ですから、お互いの料金設定をした形の中での、お互いの差の部分について助成していきたいという、そういう考え方です。

以上です。

○議長（高久武男君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 非常にそれぞれの経過やその状況がありますから、一概には言えないのかもしれませんが、この条例がやはりでき

るだけ理解がしやすくなるのが望ましいのかなと思いますので、その差額負担ということで今回は理解をするものでありますが、この黒磯市の住民ということと、それ以外の住民ということの表現が大変こう気になったものですから、あえて今回お尋ねをして、是正をしていただきたいなど、こういうことで、今回出させていただいたわけがあります。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高久武男君） 以上で31番、松原勇君の市政一般質問を終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時59分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 石川英男君

○議長（高久武男君） 次に、15番、石川英男君。

〔15番 石川英男君登壇〕

○15番（石川英男君） 午後の眠いさなかですが、皆さん、よく、私の一般質問をさせていただきます。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、那須塩原市初代の栗川市長の公約で、市民の目線に立った行政として、7月、8月、市政懇談会が15地区で実施され、地域住民の皆様の意見を身近に伺えたことは、誠に意義のあること

だと思います。我々議員もそれぞれ公約を掲げ、市政に臨んでおります。我々の要望は市民の要望でもあるわけです。そのようなことを踏まえ、よろしく願いをいたします。

教育行政について、質問に入ります。

黒磯中学校の柔道場の老朽化について、平成7年6月に私が一般質問を行った際に、答弁といたしましては、格技場の建設も検討しているとのことでした。以後10年が経過した現在、何の進展も見られないので、再度質問を行います。

10年ほど前までは、自治会の集会や敬老会等に利用していましたが、ますます老朽化が進み、現在、かなりひどい状態でございます。建てかえして地域住民の、または近隣の行政区で、多目的に有効利用はできないかお伺いをいたします。

口について。父兄からの要望でございますが、小中学校の運動場にスポーツ観戦用のベンチがどうしても欲しいということで、設置の考えはないかお伺いをいたします。

2番、環境行政について。

禁煙が叫ばれる中、まだまだ愛煙者が多く、公共施設の中でも喫煙室がないため、外に出なければならない施設があります。空気清浄機が取り付けられている場所でも、周りからの苦情が出ているとのこと。肩身の狭い思いをしております。私もその一人でございます。たばこ税が、那須塩原市にはおよそ約9億の財源があるというわけですから、そのうちの10%でも予算を組み入れ、必要性のある公共施設の喫煙室を設置していただけないか伺います。

3番、福祉行政について。

市内送迎バスの見直しについて。

鍋掛、野間周辺のバスの利用状況はどのようになっているか、利用状況によっては、経費削減のため、考えはあるか。

次に、板室グリーンGREENの送迎バスにつきましては、前にも私が一般質問を行っていましたが、できないということで、どうしても無理であれば、西那須の長寿の湯の送迎バスを旧黒磯まで送迎はできないか。これは回送になっていますけれども、送迎に訂正願います。

4番、市街地活性化について。

本市の指定の花木の応募として、今回補正予算に組み込まれておりますが、決定した場合、街路樹や公園等に植樹し、那須塩原市をより一層印象づけるためのイメージアップを図ってはどうか。

これで第1回目の一般質問を終わります。

○議長（高久武男君） 15番、石川英男君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 15番、石川英男議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、4番目の市街地活性化についてお答えをいたします。

本市の花、木が決定した場合、街路樹、公園等に植樹し、イメージアップを図ってはどうかということにお答えをいたします。

市の木、市の花につきましては、市民意識の高揚、市民の一体感の醸成を図るために、制定に向けて準備を進めておるところでございます。制定に当たっては、市のシンボル選考委員会を設置し、委員の皆さんからご意見を伺い、決定し、来年3月の合併1周年記念式典で発表を予定しております。

市の木、市の花の制定後は、ご提案の内容も念頭に入れまして、市の事務事業に積極的に活用してまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長、総務部長、生活環境部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） それでは、1番の教育行政についてお答えをいたします。

まず、黒磯中学校の柔道場の件でございますけれども、黒磯中学校柔道場は、昭和29年に旧黒磯町の体育館として建設され、利用されてきましたが、平成2年に黒磯運動場内に武道館が完成したことに伴い、市体育館としての用途が廃止になりました。その後、旧体育館を黒磯中学校が武道場として使用し、現在に至っております。

ご質問の建てかえ及び補修整備については、現在のところ、直ちに改修する計画はございません。それから、地域の皆さんの有効活用につきましては、学校開放を実施しておりますので、校長先生と相談していただきたいと思っております。

次に、小中学校運動場にスポーツ観戦用ベンチの設置についてお答えをいたします。

小中学校の運動場には、選手用として、U字型側溝を利用したベンチなど、必要最小限のベンチを設置しています。これ以外の新たな観戦用のベンチの設置は、学校体育上では必要ないと思われまますので、ベンチの設置は考えておりません。

以上です。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 公共施設に喫煙所設置をというご質問にお答えをいたします。

平成15年5月に施行されました健康増進法におきまして、多数の人が利用する施設の管理者は、受動喫煙の防止のための措置を講ずるよう規定されたところでございます。市といたしましても、これを受けまして、例えば市庁舎におきましては喫煙所を設け、また分煙機を設置し、対処してきたところでございますけれども、スペース等の関係もあり、設置できないところもあるわけでございます。愛煙家の方々の喫煙を認めつつ、たばこ

を吸わない人が受動喫煙を受けないようにするためにも、分煙化の徹底が必要であろうと考えているところでございます。

今後、施設の状況等々をあわせました形で、喫煙所の検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 市内送迎バスの見直しについてのうち、鍋掛、野間周辺のバスの利用状況についてであります。これは市営バスの運行についてお答えいたします。

鍋掛、野間周辺には、平成10年4月から、東野交通の廃止代替路線として鍋掛線が運行しており、平成16年度の利用者数は1万2,126人となっております。内訳は、日新中学校に通学する生徒、野間の病院に通院する高齢者が主な利用者となっております。

次に、経費節減に関する件についてであります。今後、平成18年度にかけまして、現行路線も含めた見直しを実施する予定となっております。経費的な部分も含めて、総合的に検討していきたいと考えております。

また、健康長寿センターバスの利用につきましては、2台のバスで、火曜日から金曜日まで、運行計画に基づいて運行しておりますので、現状では無理と考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） それでは、再質に入ります。

黒磯中学校の柔道場について、私も地域住民から、何とか建てかえてくれという要望があります。それは10年ぐらい前に、地域のコミュニティとして、よく借りて、敬老会や自治会など使っていた

わけでございます。とにかく便利だったのは承知しております。最近では、便所もなくなったということで、市民からの要望では、どうしても建てかえて、黒磯小学校、豊町でございますが、ミーティングルームが、この前の一般質問でも、そこを使ってくれと言ったんですけれども、とにかく階段がたくさんございます。今の学校の建物は割合高いものですから、階段が20段ぐらいあるのかな。そういうわけで、どうしても年寄りの方は上がっていけない。私ども最近足が弱りまして、とにかく上がっていくのが大変でございます。そういう状態になってきましたので、何とか柔道場が、地域のコミュニティとして、自治会の集会場として使えればなど、地域の人も期待をしているところでございます。

それでもって、その自治体が、もし例えば町から自治公民館に対しては300万の補助が出るということを知っておりました。その点について、私も柔道場をこの町内の自治会でもし建てた場合、300万と言わないで、その倍ぐらい予算がないとできないわけでございます。前にも、何回か区長さんや自治会長さんに頼んで、何とかつくれないと、それでは篤志金を皆さんで集めてつくろうではないかということも出ました。皆さん、今になると、ちょっと不景気なものですから、そういうお金を寄附、篤志金でいただくのはちょっとどうかと思うんですけれども、土地を貸してくれれば、何とかやりたいという皆さんの要望でございますので、どうでしょうか、300万と言わないで500万ぐらい、できないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 問題点は2つあると思います。1つは、改修に関する件ですけれども、松原議員にお答えしましたとおり、黒磯中学校の

体育館も古い体育館ですので、耐震診断をする必要があります。その改修の全体計画の中で、柔道場についても改修について検討をしなくてはならないというふうに思っております。

それから、2番目、今度は自治公民館にかかわる話でありますけれども、学校開放は先ほど申し上げたとおりです。市といたしましては、自治公民館の整備に、土地については原則として自前で用立てていただいて、その上で新築費補助金という制度があります。今、300万円というお話がありましたけれども、40%以内の補助金で、例えばその自治区が100世帯未満でしたら600万円、それから、500世帯未満でしたら800万円、500世帯以上でしたら1,000万円を限度として補助金をお出ししますという制度を持っておりますので、自治公民館の整備については、その制度を検討していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） そういう提案がされると、私も力強い限りでございます。うちのほうは、近いところといえば住吉町、豊町がそういう体制になっておりますので、これはよかったかなと思います。今後、ぜひ私からの要望も含めて、何う時期もあると思いますが、そのときにはぜひよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。この件に関しては、これで終わります。

次に2番の、禁煙が叫ばれる中、愛煙者が本当に多いということで、私もたばこを吸う一人でございますので、この市の財政というか、どこからもなかなか歳入がないという中で、9億のたばこ税が歳入されているわけでございます。その10%でもいいから、何とかしていただけないかなと。そっちこっち調査してみますと、たばこを吸う人によっては、とにかくなかなか吸うところがない。

これからは寒くなる。外で吸わなくてはならない。外には灰皿があるけれども、外に行かなくてはならない。那須の火葬場なんかもそうですけれども、黒磯の役所の1階ですね。市の職員が西側の出入り口で、そこに灰皿があるため、吸っているわけでございます。何となくさぼっているのではないかなんて、市民から見れば、そういう姿にも見えます。何とかやはり1階。2階にはちゃんと部屋がありますね。ああいった施設をぜひつくっていただきたいなど、私は思う次第でございます。文化会館に行きますと、やはり外で吸う。皆さん、私らはたばこを吸う仲間ですので、愛煙者がたくさんおりますので、一緒になって吸うと、「石川さん、こういうのは寒くてどうしようもない」なんて言われて、「どうにかならないのか」なんて。中へ1つでもいいから、そういう施設をつくれれば、相手にも迷惑かけないと私は思います。とにかく今は吸わない人の権力が強くて、なかなか強いものですから、特にそういう要望をしておきたいと思えます。

それで、那須塩原市に9億という歳入があるわけですが、どういうところへ使っておりますか。それ、総務部長によろしくお願いします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 石川議員さんから、9億を超えるたばこ税が入っているはずだという。確かに平成16年度の決算で申し上げますと、9億3,100万ほど、税金としていただいている。歳入があったわけでございますが、これ、使途ということでございますが、一般財源として、全体の中で使わせていただいております。

また、先ほどお話の中でございました、1割程度は喫煙所にと。1割使えるかどうかわかりませんが、先ほどご答弁しました中で、十分に今後検討させていただきたいなというふうに思っております。

ます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） ぜひ検討していただきたいなと思っております。

とにかく、この禁煙ということは、もう本当に皆さんから叫ばれている中でございますが、特に那須塩原市が、これだけ税金が入るんだから、みんな税金の納税者でございますので、那須塩原市へ行ったら、とてもいい施設があるんだと。たばこもやめないで、そういう期待をしておきたいと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

ベンチについては、うちの孫がよく野球をやっているものですから、その仲間が随分来て、座るところもない。ちょっとの予算でこのぐらいできないかという予算がつけられないのかと言われるものですから、私も栃木市や、そっちこっちに行って、よその施設を見ると、とにかくよくできているんですね。大会なんてなると、孫かわいさに行くんですけども、本当にベンチでも何でも、本当によくできているのが目立ちます。そういう点で何とかできないかという。そんなに予算もかからないので、そういった全体的に踏まえて、よろしく願いをいたしまして、この点については要望としておきます。

3番の福祉行政について、再質をいたします。

市内送迎バスの見直しについて。

西那須野健康長寿の湯の送迎バスは無料で行っております。お年寄りや住民も気軽に、安心して利用することができ、福祉のサービスが充実していることと思います。同じ市民でございますので、旧黒磯にも、ぜひこのようなサービスはできないでしょうか、もう一度検討をよろしく願いいたします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

西那須地区の健康長寿センターの送迎バスの運行の形態をちなみに申し上げますと、2台のバスで、それぞれの系統で運行してございます。1つの例で申し上げますと、例えば火曜日ですと、朝の9時半に、午前中の部で送迎を開始しますと、保健センターに着くのが11時10分、同じような形で、もう1台のバスが、やはり11時10分までに各地区を回って迎えに行っておりまいます。地区の住民の方は、同じ時間、どんな送迎順序になっても、同じ時間を健康長寿センターで平等に過ごせるということを基本にしていますので、早く迎えに行った方の順にまた送っていくということで、今度は2時半から送りに帰りまして、健康長寿センターに戻ってくるのが4時10分ということで、それぞれの地区の方が等しく5時間、健康長寿センターで時間を過ごせるという時間運行体系になっております。

ということで、4時10分に帰りまして、その後の業務の関係とか、他の業務を考えますと、現行の中では、他地区へ運行するというのは、ちょっと現実に考えられませんので、当面、ご提案になったことにつきましては、要するに実施できないという状況でございます。

○議長（高久武男君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） やはり西那須では、今までもそうやっていたということで、財源も確かにあったんだろうなと思っておりますけれども、やはり黒磯市民も、私も何回か板室のグリーングリーンの一般質問をやっていましたけれども、なかなかあそこは営業車が走っているということで、どうしても行けないということでございますので、西那

須へ行きますと、そういう巡回バスも走っている。早く言えば、黒磯から板室へ行くのには19kmもあるんですよ。それで、旧黒磯から西那須までは10km未満で行くんですね、私の家から。そのぐらいで行けます。そうすると、やはり黒磯にもバス1台ぐらい、1日1回でもいいですから、お年寄りの方が気軽に行けるようなバスの設置もしていただきたいなと思っているところでございます。そういった点では、黒磯にもできないでしょうか。板室は営業車が走っているということで、もうできない、できないと言われておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） ただいまの再質問は、黒磯地域から健康長寿センターへのバスの運行というご提案ですか。

確かに、健康長寿センターの建設のコンセプトは、いわゆる健康の拠点、あるいは福祉の拠点で、何としても一番大きな目的は、世代間の交流の拠点ということで、子供からお年寄りが温泉を利用したコミュニケーションの場ということで設置しております。そういう面では、ご提案になった、1か所に偏った利用ということではなくて、市内全域の皆さんにご利用いただくというのが目的ではあると思いますけれども、送迎バスの運行につきましては、全体的な財源、その他を考えますと、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） それでは、今後の研究課題として、ぜひお願いをいたします。

この件については終わりにいたします。

それから、野間、鍋掛の周辺のバスの状況については、鍋掛地区の送迎バスにつきましては、16年のバスの利用者が1万2,000人となっております。

1日およそ30名の利用しているということでございますので、今後、ますます市民に利用いただけるよう、現行路線を含めた見直しもよろしくをお願いをいたしまして、この件については終わりにいたします。

4番ですね、市の活性化について。

本市でも、旧黒磯市では、今までも随分アジサイとか、そういうのを、市での花をやっていたわけでございますが、今後もぜひ私ども常任委員会を、会派で他県へ行政視察などでよく行きますと、そういうところも結構イメージアップでやられている市町村もございます。これから課題として、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上で終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高久武男君） 以上で15番、石川英男君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 平 山 啓 子 君

○議長（高久武男君） 次に、10番、平山啓子君。

〔10番 平山啓子君登壇〕

○10番（平山啓子君） 議席10番、平山啓子です。

2項目ほど質問させていただきます。

まず、1点目に、福祉行政についてお伺いいたします。

その中から、地域救急医療についてお伺いいたします。

現在、全国で年間2万人から3万人が、心臓突然死で死亡していると推定されており、その原因の多くは、心室細動が注目されております。心室細動とは、心臓の筋肉がけいれんして、ポンプとしての心臓の働きが機能なくなり、血液を送り出すことができなくなる状態です。心室細動が起

きてしまった場合、その後、1分ごとに救命率が10%ずつ減るとされており、唯一の蘇生法が、心臓に電気ショックを与える治療です。人工呼吸や心臓マッサージではなかなかもとに戻れなく、そこで注目されているのがAED（自動体外式除細動器）です。昨年、厚生労働省の通達によって、医師や救急救命士以外の一般の人でも使用できるようになりました。

使用法は簡単で、機械の音声ガイドに従ってボタンを押すだけですが、いざというときに慌てないためには、講習を受けておく必要があります。愛知万博会場においてもAEDが威力を発揮し、心肺停止から呼吸が戻った事例が何件もありました。また、大阪の市民マラソンでは、レース中に倒れ、心停止状態となった男性ランナーを蘇生させました。

日本の救急医療システムは、欧米に比べておおくれており、欧米では、一般市民レベルから真剣に取り組んでいると聞いております。県内の自治体におきましても、AED設置の取り組みが進められているところです。

そこで、1点目に、AED（自動体外式除細動器）の那須塩原市の設置についてお伺いいたします。

不特定多数の一般市民が利用する公共施設に設置されると思われませんが、その場合の場所と、またその関係施設職員に対する使用法の研修等の実施をお伺いいたします。

2点目に、現在、救急消防隊の消防署において、一般市民への講習会等が行われておりますが、そこでの参加の啓発と、また回数をふやせないものかお伺いいたします。

また、回数をふやすことによって、当然、講師となる救急救命士の増員が必要と思われませんが、この点はいかがなものでしょうか。

②といたしまして、臓器提供についてお伺いいたします。

1997年施行の臓器移植法に伴いまして、脳死での臓器提供には、家族の承諾と本人が生前に書面で意思表示をしていることが重要な要件となります。本人の意思表示の方法は、現在、臓器提供意思表示カード、いわゆるドナーカードと免許証などに張るシールしかなく、普及も啓発も十分とは言えないのが現状であります。

そこで、国民健康保険証の被保険者証に、臓器提供の意思表示欄の設置について、本市のお考えをお伺いいたします。

3番目といたしまして、昨日の阿部議員等の質問にもダブりますけれども、子育て支援についてお伺いいたします。

乳幼児医療費助成制度の対象年齢が拡大と、現物給付方式での導入で、3歳以上の子供を持つ家庭にとっては負担増になると思われれます。そこで、那須塩原としての対応をお伺いいたします。

次に、現在、余り見なくなったとはいえ、車社会になったとはいえ、まだまだママチャリに同乗した6歳未満の乳幼児の死傷者数は年々増加しており、ここ10年で2倍を上回っておると聞いております。そこで、自転車に同乗する幼児の安全対策について、市の取り組みをお伺いいたします。

2項目めの、教育行政についてお伺いいたします。

1つに、読書運動推進について。

子ども読書活動推進法により、子供たちが良書に親しむ環境づくりが推進され、中でも、朝の読書運動は実践校が2万校を突破し、742万校を超えました。児童生徒が参加し、一大運動に成長しております。また、ブックスタート事業に取り組む自治体も67にまで拡大され、また、読み聞かせ運動も着実に浸透されております。

また、本年7月に、国民が本や新聞など、活字に親しみやすい環境づくりを目的とした、「文字・活字文化振興法」が施行されて4か月になりました。その振興法の背景には、急速に進む国民の活字離れ現象があります。インターネットなどの普及などに伴い、書かれた文章を味わい、物事をじっくりと考えるよりも、目先を通り過ぎる情報を追うことに忙しい社会環境がこうした傾向を加速させていると思われまます。とりわけ深刻なのが、高校生、若者の読書離れで、読解力の低下、書く力、読む力が低下する一方であります。振興法は、こうした現状を踏まえ、活字文化の後押しをするためにつくられました。

そこで、イ)といたしまして、那須塩原市の全小学校、中学校においての、朝の10分間読書運動の実態について、また、その効果についてお伺いいたします。

ロ)といたしまして、学校図書充実のために、学校図書司書の設置について、本市のお考えをお伺いいたします。

また、赤ちゃんとお母さんが絵本を通じて、親子のきずなを深めるブックスタート事業におきましての、本市の取り組みをお伺いいたします。

以上よろしくお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 10番、平山啓子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、福祉行政の中での、①のAEDの設置についてをご答弁いたします。

除細動器については、今のところ、市内の公共施設に設置はされておきませんが、今後、設置に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

職員の研修であります、西那須野支所職員を対象に開催する応急手当講習会の中で、時代の要請等も考慮して、機器の使用方法等の講習を予定しておりますが、他の支所の職員も含めて、研修の機会をふやしていくよう検討してまいりたいと考えております。

なお、西那須野支所職員99名、講習会は、平成18年1月19日と20日を予定しております。

次に、市民向けの講習については、消防関係が年間計画に基づいて行っております。地域団体からの要請により、開催をいたしております救急救命士講習会等において、啓発を図っている状況でございます。

参考にはございますけれども、平成17年度は、黒磯地区で10回、西那須野地区で13回、塩原地区で10回実施がされております。

なお、3番目の救急救命士の増員については、現在は黒磯那須消防署に7名、板室分署に4名、西那須野分署に6名、塩原分署に4名という状況で、講習会等に十分な対応をしておると考えております。

なお、資格取得者の増員に向けて、毎年、計画的な資格取得の研修を受けさせている状況でございます。

以上でございます。

このほかにつきましては、教育長、市民福祉部長、生活環境部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教育行政の中の読書運動推進について、お答え申し上げます。

最初の、朝の10分間読書運動についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内の全小中学校では、実施の頻度に違いはあるものの、朝の始業前に全校一斉の読書活動を実施しております。朝の読書活動は、児童生

徒が読書に親しみ、読書の楽しさを実感する上で大きな成果を上げています。学習指導要領国語科の読むことの領域の目標を達成する上でも、授業内容を支える大きな柱になっています。

また、児童生徒が朝の時間に本と向き合うことにより、学級全体、学校全体がとても落ち着いた雰囲気の中で一日のスタートが切れています。さらに、読書は豊かな心、豊かな感性の醸成にも大きな役割を果たしており、児童生徒の自分づくり、豊かな人間性の育成の基盤になっているものと考えております。

このように、さまざまな面で読書の成果があらわれておりますので、今後さらに推進を図っていききたいと考えております。

次に、学校司書設置についてのご質問にお答えします。

学校では、図書館担当の教諭を中心として、学校に配置した図書及び生活支援補助員や図書館ボランティアとともに、児童生徒の図書員の活動により、図書館の運営や整備を行い、充実に努めておりますので、当面は現状の体制で進めていきたいと考えております。

次に、ブックスタート事業について、市の取り組みということでございますが、那須塩原市では、黒磯保健センターが毎月第4金曜日に実施している10か月健診時に、黒磯図書館職員が出向き、絵本の紹介をし、図書館内に赤ちゃん絵本コーナーを設置しており、西那須野保健センターにも絵本コーナーを設置しております。塩原支所市民保健課でも、乳幼児、健診時の絵本の読み聞かせ事業を実施しております。絵本と親子のかかわりは子供の発達に極めて重要であることから、今後、関係部署と、幼児と絵本のかかわり方について、十分研究してまいります。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 私からは、1の福祉行政についてのうち、②の臓器提供について、③の子育て支援についてお答えいたします。

まず、②の臓器提供についてでございますが、臓器の提供に関する法律が平成9年7月16日に公布され、同年10月16日に施行になりました。同法に基づく、脳死下での臓器提供に際しては、死亡した者が生存中に、書面により臓器提供の意思表示をし、遺族が同意することが重要な要件とされております。

ご質問の、国民健康保険証への意思表示欄の設置ではありますが、現在の被保険者証の備考欄及びビニールカバーは、臓器提供意思表示シールの張りつけが可能でありますので、被保険者本人からの要請があった場合は、個人情報保護法を十分理解していただき、張りつけができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、臓器の提供につきましては、大変意義深い行為と考えておりますので、今後とも市民に対し、さまざまな機会を通じ、制度の正しい理解と趣旨の普及啓発を推進してまいりたいと考えております。

次に、乳幼児医療費助成の対象年齢拡大と現物給付方式の導入につきましては、昨日、阿部議員の質問の中でお答えしたとおりであります。

以上です。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 子育て支援についてのうちの、自転車に同乗する幼児の安全対策について、市の取り組みについてお答えいたします。

道路交通法では、原則として自転車の2人乗りは禁止されておりますが、例外として、16歳以上の者が4歳未満の者を背負うか、16歳以上の者が幼児用座席を用いて、6歳未満の者を乗せて運転

することが認められております。

市では、自転車使用中の事故を減らしていくため、自転車の正しい乗り方や、幼児座席使用時の安全対策について、行政区の班回覧等でお知らせをしております。

また、交通教育指導員による幼児施設での交通安全教室において、幼児を自転車に同乗させる場合の安全対策の指導を行っております。

今後も、引き続きこれらの指導や啓発活動を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 質問よろしいですか。

10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） それでは、順番に従って再質問させていただきます。

AEDの設置なんですけれども、近く検討しているとおっしゃってくれましたけれども、どのような場所に、いつごろ一応設置目的なのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 先ほど、市長から答弁がございましたように、今現在、どこというふうな決定をしている状況にはございませんが、各施設、例えば庁舎、あるいは健康センター、あるいはスポーツ施設等々、そういったものが今現在では考えられるのかなというふうに思っております。

できれば、平成18年度中の設置ということで臨めればなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 前向きなご答弁でありがとうございます。やはり、現在、かなり消防の本署においても、出前講座とか、各会社、コミュニティに行って講習会をやっているところなんです

けれども、あくまでも私たち一般市民の意思表示ですか、やはり事故や病気で倒れたときには、救急車が来るまでに、どんなに早くても6分はかかると聞いております。やはりかけがえのない命を守るためには、ぜひとも市としても積極的な取り組みが必要とされておりますが、本当に前向きに、早急な設置に向けて取り組んでいただきたいと思います。

じゃ、その次の、②番の臓器提供に移ります。

日本臓器ネットワークによりますと、現在、保険証に意思表示欄の設置を各自治体に呼びかけているんだけれども、シールとか、そういうような、免許証などに張るドナーカードとかで、なかなか普及も啓発も十分とは言えないのが現状であるということで、全国でもこの表示欄を設けているのは、滋賀県内の10か所程度ということなんですけれども、また先進地におきましては、やはりこのシールとかカードだけではなくて、今回、被保険者証の、あくまでも自由意思による判断が尊重できるような表示の仕方が大事かと思われまして。いずれは、保険証が個人カード化した際に、表示欄の確保などができないものかどうか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 先ほどもお答えいたしましたように、保険証のスタイルがどのようになるか、あるいは医療保険制度がどのようになっていくかもわかりませんし、現行制度の中で、現行の国民健康保険の保険者として、発行している保険証の枠の中で、張りつけが可能な箇所がございますので、その中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） そうですね、あくまでもこれは、私も含めてですけれども、臓器移植を待

っている一人の人間が、幾つもの命を救うということ、臓器移植の意識啓発ということが最大の目的ではないかと思われます。

そこで、今も答弁ありましたけれども、行く行く、近い将来ですか、意思表示がしやすくなり、自分の意思も尊重しやすいような、直接、被保険者証の備考欄に盛り込まれていけば、なおそれだけの意識が啓発がなされるのではないかなと思ひまして、これは一つの提案として申し述べさせていただきます。

では、次の3点目の子育て支援で、昨日の阿部議員にも詳しいご答弁がありましたけれども、では、私は1つだけお聞きしておきます。

今回、本来ならば現物給付は今までいろいろな方の質問もありましたし、各市町村からのいろいろな知事さんへのご要望で、知事の公約以上、どうしてもやらなくてはならないということで、各市町村が歩み寄ったというか、そういうのもあるかと思われますが、できれば現物給付は今までの乳幼児医療費の無料、未就学児までが現物給付になれば一番望ましいことなんですけれども、1歳から3歳という条件つき、また3歳から小学校3年生までの年齢拡大の層は中間払いとなりました。

それに伴って、1診療科ごとに500円の自己負担となったわけなんですけれども、これもかなり財政が厳しい中なんですけれども、那須塩原市といたしましては、昨日の答弁にもありましたけれども、市独自で、この負担をできないものかお伺ひいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） 県がこのような案をまとめるに至っての経過については、昨日、阿部議員の質問に対してお答えいたしました。昨日の答弁でも申し上げましたように、従来、いわゆる本人の負担、自己負担については、今回初めて

できた制度ではございませんで、以前も一月当たり1,000円という自己負担の制度はございました。この時点では、それぞれの市町村によって取り組みは違いますが、健康奨励費などという名目のもとに、肩代わりした自治体もございます。

そんな経過も踏まえまして、市としての独自の対応策の是非について、現在検討中でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） あとは、3歳以上、小学校3年生までの償還払いの件なんですけれども、これは参考までにちょっとお聞きしたいんですけれども、やはり現物給付は、どうしても国民健康保険への国の負担が減額されるペナルティーがありますよね。そこで、やはり今まで不評な申請の手間を省き、窓口で立てかえ分を、利用者の銀行口座に直接振り込む自動償還払いがあります。そのような案なんかは出されたのでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（田辺 茂君） まだ、そういった事務取扱の詳細については、細かな説明はございませんけれども、県の案でいくと、確かに市町村の給付に関する事務は大変複雑でございます。そういったことで、医師会との調整もございまして、そういったことでの給付、あるいは償還払いの事務取扱手続について、県あるいは郡市医師会との調整をこれから進めていかなくてはならない、そんなような状況でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） あと、3歳までが現物給付ということで、その導入によって、今まで申請されなかった人の分も対象となり、負担もかなり大きくなるのは当然であります。といっても、今一番大事なことは、子供優先、チャイルド・ファーストと言われておりますように、子供が一番大

事であるので、いろいろな各自治体も事業仕分け、いろいろな見極めなどして、財源を捻出していかんと思われまされども、やはりそこで、今まで簡単に1歳から3歳まではただだからいいんだわ。24時間、いつでも診てくれるという、コンビニ医療みたいなような、かかるほうの側にも、ちょっと軽い気持ちもあるのではないかなと思われまして、やはり11月から施行されている、子供救急電話相談の、これの啓発にも、かなり力を入れていただきたいと思います。

そこで、今までの、逆に3歳以上、小学校3年生までは、お子さんが2人いる家庭などは、片一方はただだけれども、片一方は取られるから、もうちょっと、では病院に行くのをやめようかなとか、そういうのも一つのねらいがあったのかと思われまされども、市としても、やはりこれからの生活予防の啓発と、また子供電話相談の本当の大々的な電話相談の採用に対しての啓発をよろしくお願いいたします。これは終わります。

あと、自転車の、これも安全対策のほうに入ってしまうかと思われまされども、ママチャリを運転している方が、今寒くなりましたし、車社会になって、かなり少なくなったとはいえ、どうしても事故が多いと。また、その中で私もわからなかったんですけども、幼児用のヘルメットがあるんです。その普及というか、そのまちとしての、何でもかんでもというあれはないですけども、その普及をちょっと進めていただきたいんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 幼児用ということなんですけれども、そうすると大人は、別に自転車のときはヘルメットはということは別でよろしいんだと思うんですが、そういうものが普及ということになれば、ちょっとずれますけれども、先

ほども言いましたように、保育園、幼稚園を通じてこう指導をしております。父兄も含めて、幼児等やっているところなんですけど、その中でちょっと言いたいのですが、確かに自転車を乗ってのけがというのは、頭部が36.2%なんです。そういった意味では、これからの指導の中で、そういったことも含めて、お話の中でしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり今おっしゃったように、ヘルメットを着用しないと、するのでは、やはり頭部への事故の衝撃が5割から6割緩和されるということで、やはりこれは、今まで若いお母さん方、また同乗者の方がそのヘルメットがあることを知らなかった、また面倒くさいからという、チャイルドシートと同じようなあれなんですけれども、そういうところから来ていると思うんですね。今は子供の安全はもちろんですけれども、高齢者の事故防止・安全対策とあわせて、これも各幼稚園、保育園においての、さらなる研修会なんかの取り組みをよろしくお願ひいたします。

次に入ります。

教育行政の読書推進で、今、かなり小学校、中学校において、朝の10分間読書運動、また読み聞かせによって、いろいろな学校の授業の取り組み方も落ち着きが出てきたなど、また家庭においても、そういう本と親しむ機会が多くなってきたという前向きな、いい方向に向けての結果が出ております。

そうした中で、だからこそ、やはりどういう本を読めばいいかとか、そのためにも専門の、学校図書充実のためにも必要かと思われまされども、私も全小学校、中学校、本来ならば聞き取りでお邪魔して、その実態を調べればいいんです

けれども、なかなかちょっと、足がそちらのほうまで回らなかったの、二、三校を対象にしてしか、ちょっと意見を言えないんですけれども、やはり小学校におきましては、西那須の場合は、各学童保育、また公民館の司書さんが各小学校をめぐって、全部掌握しているところなんですけれども、中学校におきましては、今年から補助の方が週2回ほど来て、いろいろな図書整理をしているとお伺いいたしました。やはりこれは、経費の面というか、財政の面から、専門の図書司書の方を置くよりは、失礼ですけれども、パートさんみたいな形で、週2回のほうが、どちらかといえば経費が削減されるということで、専門の方を置かなかったんでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 専任の司書教諭を設置してほしいと、配置してほしいという要望は毎年出しているわけです。しかし、財政的な理由だと思えますが、それらの配置はございませんで、兼任というか、併任して司書教諭、どの学校にも司書教諭の資格を持った教員を配置していると、そういう現状でございます。

したがいまして、市の非常勤の生活及び図書関係の職員については、本市独自で配置しているわけですが、これが学校側にとっては非常に効果的であると。私も学校を回って、図書館の整備が見事になされているということで、成果が上がっていると、こう思っております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 中学校の図書の臨時の補助員の方が一生懸命、この前ちょっとお邪魔した学校では、本当に子供たちのためになる本は、今ごろはどれがいいかなとか、いろいろな努力を重ねて、一生懸命取り組んでいる姿が見受けられましたけれども、やはりどうしても、その人も専門

的などというところまでいくと、なかなか厳しいものがありまして、「やはりそういう専門の方に意見を聞けるといいんですよ」というふうな意見もいろいろありましたし、やはり中学校は生徒の授業の担任の先生が司書資格を持っているということで、それは学校の子供たちの教育に専任したいということがありまして、やはり図書のほうまで回らないというのが現状なんです。そのために、今回、こういう補助員さんを置いたんですけれども、やはり市としても、各中学校全校とまではいなくても、何名かの方の専門の司書の方が導入は何とか、財政も厳しいでしょうけれども、どこかを削ってでも、そういうのはできないものか、ちょっともう一回お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 中学校では、校務分掌で図書系の職員がおります。そして、図書館系の生徒がおります。そういう係でもって運営しているわけですが、さらに、今申し上げましたように、市の非常勤が週2日ですけれども、配置される。そういう状況にあります。

この市の非常勤を配置する前は、中学校の図書館というのは、かなり活用頻度は低調であったんですね。これを専任の教諭を配置することは、ちょっと財政的に無理ではないかと。まあ要望はしたい。これは県の職員として配置をしていただくように要望はしていきますが、市では、今の状況が限界であろうと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） やはりなかなかそういう財政面のところから来ているのではないかと思いますけれども、ぜひとも要望を続けていただいて、少しでも子供たちによい本とのめぐり合わせ、専門の方が来ていただけるように、さらなる努力をお願いいたします。

また、ブックスタートの前に、これも質問したんですけども、やはり従来財政が厳しい面から、なかなか、このブックスタート事業に踏み込めない自治体もかなり多いんですけども、またさらにその中でも、我が市では、本を買って与えるのがブックスタートではなくて、こういうような取り組みをブックスタート事業としてやっているということで、今いろいろな乳児健診のときに、読み聞かせとか、そういうのが定着しているということで、これもまた、ぜひ継続して行っていただきたいと思います。

また、6か月健診とか、10か月健診のときに、図書館の係の人と、また保健師さん方がそこに行きまして、どうしても読み聞かせの関心のない保護者の方への理解を深めるためにも、資料として、町内の子育てサークルの場所とか、推薦する絵本のリストとか、図書館の利用案内などをしおりとして提供することは、最小限度なんですけれども、このぐらいはできないものでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 先ほども答弁申し上げましたように、現実、黒磯図書館では、そういう実践活動がされているわけです。したがって、那須塩原市の3つの図書館でも、来年度につきましては、関係課、健康課とかそちらになると思いますが、そういう健診の機会を利用した、そういう図書館の職員、あるいは健康課のほうの職員との協力をしながら、何らかの形ではかかわりを持っていきたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり子供は三つ子の魂百までとおっしゃっていますように、小さいうちに自分で、わからなくてもお母さんの温かいぬくもりから、いろいろなものを吸収して行って、成長しているのだと思い

ます。まして、現在、少年事件の多発とか、幼児虐待が多発しておりますよね。そういう中でも、若いお母さん方に、そういう絵本と、良書にめぐり合わせるような、まちとしてもいろいろな形で支援を続けて行っていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（高久武男君） 以上で10番、平山啓子君の市政一般質問を終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 植木 弘 行 君

○議長（高久武男君） 次に、24番、植木弘行君。

〔24番 植木弘行君登壇〕

○24番（植木弘行君） 24番、植木弘行でございます。

一般質問通告書により、一般質問を行いたいと思います。

1項目めとして、広域消防組合で、大田原地区広域消防組合、黒磯那須消防組合の組織及び運営について。

平成17年1月1日に、塩原、西那須、黒磯の1市2町が合併し、那須塩原市が誕生いたしました。全国で約三千数百ある自治体を1,000程度に減らす国の方針を前向きに検討し、受け入れた結果だと思っております。合併に向け、腰を上げるのが遅かった自治体は、今でも研究、検討していると

ころもある。また、国の方針とは関係なく、単独で生き残ろうと考えて、決定した自治体もあるようです。

いずれにしても、住民の皆様にとっては、合併を選んだことが自治体の将来にとって適切な選択であったのか、あるいはそうでなかったのか、すぐに判断できるものではないと思っております。当市の合併の良否も、今後の行政運営にかかっていると一言で言っても過言ではないと思えます。したがって、限られた財源の有効活用と、経費の効率化に視点を置き、地域間のバランスのとれた発展と、次世代に多額の負の遺産を残すべきではないとの考えをもとに、安全で暮らしやすい新市づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、既存の行政慣行にとらわれず、要、不要を基本とし、早急に大胆な施策、組織の見直しをすることが求められていると考えます。

以上のような考えから、今回は広域消防組合についてお伺いするものです。

①として、平成17年1月1日に1市2町が合併し、那須塩原市が誕生しましたが、合併前と合併後の組織、指揮系統についてお伺いをいたします。

②、経費の効率化と大胆な組織の見直しとして、広域消防組合の統合が考えられないかを伺います。

2項目めは、那須拓陽高等学校、西那須野中学校周辺の通学環境の整備についてであります。那須拓陽高等学校の前を通る幹Ⅱ-6、市道258号線で、西那須野支所東側交差点から下永田4丁目の幹Ⅰ-7号線との丁字路までと、その丁字路から幹Ⅰ-7号線を南下し、都市計画道路3・3・1号線までの通学路について、朝夕時には、通学・通行者が非常に多く、場所によっては歩道もなく、歩道があっても、側溝のふたの上を歩いているのが現状でございます。ふたの部分は、幅が、

私の外観では、約70cm程度しかなく、狭く、道路としては不相当と思われま

す。また、市道258号線と幹Ⅰ-7号線の丁字路も信号機がなく、片側の見通しが非常に悪く、時々事故が起こっており、大変危険であると思えます。子供たちが事故に巻き込まれはしないかと、とても心配でございます。

これらの道路の混雑と危険は、西那須野中学校と、那須拓陽高等学校が隣接して建っていることによることだと思っております。朝夕の通学・通行者数は、西那須野中学校が、職員の方で大体約45から6人、生徒数721名、那須拓陽高は、職員の方が約80名、生徒数805人。さらに、西那須野駅が近いために、一般の通勤者、並びに教習所が近隣にございますので、こちらに通う人と、数字上は1,000人以上の人が毎日往来している計算となります。したがって、車も人も、一歩間違えると事故に直結する危険をはらんでいることとなります。

また、中学生、高校生は自転車通学も多く、拓陽高前の市道258号線は舗装の状態も悪いため、転倒の心配もあり、さらに前述の歩道等も側溝のふたの部分の幅が狭いため、車道にまではみ出して歩いている者も数多く見受けられ、どうしても危険だと思います。

このような状況下では、いつ事故が起き、生徒や市民にけが人が出ても不思議ではないと思っております。他の小中高、学校の生徒たちの通学路と比較して、非常に環境の悪い通学路と言わざるを得ません。

少子化時代に入りつつある今、子供たちは、この新市の宝物であると思えます。ぜひ安全に、安心して通学・通行できるように、通学道路に片側でもいいから、3m程度の歩道の設置ができないかお伺いするものです。

①として、「永田踏切」になっておりますが、「大山街道踏切」にご訂正いただきたいと思ます。それから、2行目の、「交差部」を「丁字路」に直していただきたいと思ます。それから、②のほうの「交差部」も「丁字路」です。

それでは、①、大山街道踏切を通る幹Ⅱ－6号線と、那須拓陽高校前を通る市道258号線、さらに市道258号線と幹Ⅰ－7号線の丁字路から南下し、都市計画道路3・3・1号線までの通学路について、歩道の整備ができないか。

②、市道258号線と、幹Ⅰ－7号線の丁字路に信号機の設置はできないか。信号「機」と入れていただきたいと思ます。

3項目めでございます。

TMO構想「株式会社まちづくりにしなすの」について。

旧西那須野は、明治18年4月、烏ヶ森において開墾のくわ打ちがなされてから130年近い歳月が流れ、今や交通経済の要衝として発展してまいりました。古い因習が余りなく、自由で伸び伸びと活動ができ、さらに開墾時の開拓者精神が引き継がれ、努力、忍耐、協調の心が根づいていると思われまます。また、周囲を見渡せば、山あり、川あり、緑の多い環境に恵まれた住みよい地域に成長してきたと思っております。

しかし、社会経済の悪化に伴い、企業の倒産、各商店の休廃業と、発展を続けてきた旧西那須野中心部にも、ところどころほころびが広がり始めてきております。旧西那須野町の駅前周辺商店街は、西那須野地区の心臓部でございます。活動の源である心臓の働きが弱まり、さらに悪化するようなことがあっては一大事でございます。人々も商店街も、明るく元気で長生きしたいものです。

国の三位一体の改革や、社会経済の悪化により、厳しい財政状況、少子高齢化に伴う負担の拡大、

効率化に伴う経費の削減など、那須塩原市の財源にもゆとりがないことは十二分に承知しております。しかし、新市の重要地区であり、合併前の旧町の中心部でもあることから、このエリアの発展、活性化は欠くことができないものと思ます。また、商店街が元気で活気あることが、何よりも大切であると思ます。実施事業の成果によっては、将来のさらなる発展につながり、ひいては、新市那須塩原市の発展にもつながるものと思え、厳しい財政運営の中ではありますが、適切な対策、対応を心からお願いし、お伺いするものです。

①、TMO構想により、「株式会社まちづくりにしなすの」の取り組む事業の概要について。

②、各事業の計画に対する進捗状況についてお伺いします。

③、各事業の取り組んでいく事業費についてお伺いいたします。

④、各事業の見直しと問題点についてお伺いいたします。

以上が第1回目の質問でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 24番、植木弘行議員の市政一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、大田原広域消防組合、黒磯消防組合の組織・運営についてご答弁を申し上げます。

まず、1番目の、大田原地区広域消防組合、黒磯那須消防組合の組織、指揮命令系統については、合併後も、合併前と変わりはありません。西那須野、塩原地区に起きました火災等は、大田原広域消防組合の組織、指揮命令系統で、黒磯地区で起

きた火災等は、黒磯那須消防組合の組織、指揮命令系統で対応することとなっており、消防業務は、合併前と同じように行われております。

また、消防団の活動につきましても、合併前と同じように、それぞれの消防組合、分署等、その連携のもと活動をしております。

広域消防組合の統合についてであります。那須塩原市として、消防行政の今後のあり方という中で、選択肢の1つであるとは考えております。しかしながら、広域消防組合の統合となりますと、当然、組合を構成している他の市町、すなわち那須町、そして大田原市の意向も十分に検討し、調整をする必要があると考えております。

このほかにつきましては、建設部長、生活環境部長、産業観光部長より答弁いたさせます。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） 通学環境の整備につきまして、お答えを申し上げます。

幹Ⅱ－6号線と市道258号線につきましては、現在、片側に約1mの歩道が設置されております。住宅、店舗等が密集をしていることから、早期にこれを確保することは難しいものと考えております。しかしながら、通学時の自転車やバイクの通行が多い路線でありますことから、舗装の修繕等は当然考慮し、安全な道路管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、市道幹Ⅰ－7号線の整備につきましては、都市計画道路3・3・1号、国道400号のバイパスでございますけれども、この交差点を約200m、現在片側歩道を含む道路改良工事を実施しているところでございます。この事業も、今年度完了する予定でございます。そういうことから、今後、交差点改良後の交通状況を見ながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 市道258号線と、幹Ⅰ－7号線の交差点への信号機設置についてですが、当該箇所につきましては、今年の9月6日に交通死亡事故が発生しております。西那須野地区内では、危険な交差点へ信号機の設置を、大田原警察署へ要望しておりますが、新たに新設要望箇所として、他の箇所に加えて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、最後に、TMO構想（株）まちづくりにしなすのについてお答えをいたします。

初めに、TMO構想は、中心市街地における商業活性化事業の全体計画として、商工会が主体となり、住民、地元商業者、商店街、関係団体の意見を集約し、主に民間団体等が主体となって取り組む活性化事業の全体構想として作成されたものでございます。

次に、TMO構想で、当面取り組む事業につきましては、市街地の再開発を目的とした西大和大型店集積地区整備事業や、駅前地区整備事業、または建物の外装、看板などの景観統一を図るファサード整備事業、さらには、人を引き戻すためのソフト事業など、9つの事業が位置づけられております。（株）まちづくりにしなすのは、これらの事業を推進するための企画、調整役を主に担っております。

次に、事業計画に対する進捗状況と事業費につきましては、それぞれ関連がありますので、一括してお答えをいたします。

実施に向けての検討を進めているものにつきましては、地権者の合意形成が図られた西大和大型店集積地区整備事業と、駅前商店会での建物の外

観を統一するファサード整備事業となっております。

また、現在実施しているものにつきましては、中心市街地に人を引き寄せるためのソフト事業として、各種コンサート事業やパフォーマンス・イベント事業、疏水パークを利用した子供フェスタや、フリーマーケットの開催、商店会のイルミネーションの設置などがあります。

これらの事業費につきましては、市の補助金として、中心市街地活性化事業補助金90万円、まちづくりイベント支援補助金180万円及びまちづくりの調査・検討に要するまちづくり活動支援の委託料120万円で事業を実施しております。

今後、地元の合意形成がなされ、TMO構想に基づいた事業計画が具体的になった段階で、その規模、費用等が明確になってくるものと考えております。

最後に、各事業の見通しと問題点につきましては、先ほどお答えしましたように、再開発事業やイベントなどのソフト事業が展開されており、今後、内容の充実を図りながら、継続的に進むだろうと思っております。

また、事業の目的である、活性化を実現するためには、商業者、地域住民及び関係団体の主体的な取り組みが不可欠と考えております。市としましては、事業の円滑な推進が図られるよう、相談や指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、広域消防の統合ができないかということでございます。これについては、以前から、合併が1月1日にあったわけでございますが、その当

時は、まだ大田原市のほうが合併がありませんでしたので、大田原市、湯津上、それから黒羽ですか、それと旧西那須野地区、旧塩原地区、こういうふうな体系になっていたと思います。その体系が、10月に大田原市が新市として合併いたしましたので、何かはっきり、形がこう分かれたのかな、そんなふうな感じがいたしておるところでございます。

そういったことに関しまして、西那須と塩原地区は、那須塩原市と1月1日に合併をしておりますが、広域消防に関しては黒磯那須の広域消防に入るわけでもなく、新しく合併して大田原市になりました、大田原市の広域消防のほうへ残っていると、こういうふうな状況になったわけでございます。黒磯は那須と従前から広域消防をやっておりまして、西那須と塩原は大田原のほうで面倒を見てもらっていると。悪い言葉で言えば、そのような感情が何か残ったような気がします。

そういうことで、ぜひ新市、那須塩原市の一体化に向けて、今後、この広域消防の問題を解決していただきたいなど、こういうことで質問をさせていただいているわけでございます。

まず、何か、以前と、合併前と合併後も全く変わらない。要するに、組織、それから業務についても同じだと、こういうことをご答弁いただいたわけでございますが、そうすると、何ら問題はないと、こう思っているんでございますか。まずそんな点からお伺いします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 基本的には、先ほど申し上げましたように、合併以前と合併後も変わらない消防体制で進んでいるというふうに考えております。これが、細かい部分でどうなるかということになりますと、まだ不透明な部分もございませ

れども、現実的には、指揮命令等についても、合併以前と変わらない状況のもとで運営されているというふうに認識をいたしております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そうすると、現在、大きな事故災害が起きておりませんので、通常の体制の中で問題も吹き出さない、こういった状況にあるのかなど、私自身は思っております。

例えばの話でございますが、以前に、ブリヂストンの大きな火災がございました。この火災のときには、やはり黒磯那須広域消防、それから、大田原広域消防、2つの消防組合がございまして、黒磯那須地区の火災でございますので、西那須野地区の消防団は、当時西那須野町ですが、こちらの黒磯那須管轄の中へ、直接、自主的に消火のために入れなかったと、このような状況のお話を聞いております。初期消火が大切である火災、人命が大切である、この活動作業ですか、こういったことに対して、大田原広域消防から管轄エリアを越えた場合には、逆に黒磯地区の広域消防から、大田原地区広域消防組合に連絡が行きまして、そこから各分団、あるいは分署ですか、こちらのほうに連絡が行く。非常に体制の不備が考えられると私は思っております。人命にもかかわることでございますので、その辺のことについても何ら問題ないと、こう思っているのかどうか、再度お伺いします。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま、大規模火災の、現実の火災についての例がとられたわけでございますけれども、組織上の中では、確かにそういう組織になっております。そういうことで、消防の持つ範囲というものは、やはり消防団も、多分応援区域とか、一次出動の場合はどこまでとかという、同じ町内であっても、そういうものは決めら

れております。

そういう観点からいえば、これまでの組織上の問題は、私はないというふうに思っておりますけれども、これまでのような組織では、隣の火事も見過ごしてしまうのかという、多分お話しなのかなというふうに思っております。広域消防になれば、それはクリアできるというお話になるのだろうというふうに、植木議員さんの考え方は述べられておるわけでございますけれども、やはり地域の広域の範囲というものは、やはり決められた中での、どどこが火事だから、全部があそこへ集中するということはあり得ないというふうに思っております。そういう組織上の問題は、先ほど申し上げたように、多々含んではおるというふうに思っております。

そういう中では、例えばこれまで合併する前の消防団のお話を申し上げますと、当然、私どもの地域、隣は塩原町でございます。これは要請がなくても応援するという協定とか、そういうものでこれまでもカバーをしておるわけでございますので、組織が今違っておるから、即対応がこれまでと変わるということはないというふうに、今認識をしております。広域合併をしても、やはり応援する地域としない地域というものもある程度限定されるわけでございます。当然、黒磯の消防署が、即西那須野分署管内に出るということは、多分あり得ないと思います。初期消火に当たっては、まずは西那須野分署が出る。応援があれば出るという、お互いにそういう中で、出場の組織をつくっているというふうに認識をしております。

そういうことで、これまでの体制であっても、何らさしつかえないというふうに思いますけれども、やはり考え方からいえば、大きな火災のときはどうなのかとか、そういうさまざまな点からいえば、ある面では問題点も含まれておるといふ

うに思っております。そういう細かな部分につきましての協議等も重ねなければなりませんということで、先ほど申し上げましたように、選択肢の1つにはありますけれども、お互いの主張で調整をしていかなければならないということで、最初に答弁をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そうすると、細かい協議をしていくということでございますね。細かい協議をする前に、従来の、今までの消防団、消防組織については、例えば地域の境目部分の火災の場合なんかは、どちらの消防団が出るとか、そういう協定をある程度結んでおられて、初期消火に支障を来さない、そういう状況があるということの理解でよろしいんですか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） そういう形で、これまでも動いております。しかし、境界線、あるいは境界から中に入っていくと、例えば黒磯の部分で、自由学園あたりが火災、元の黒磯地内で火災があったという場合には、多分、西那須のほうが早く、常備消防でも出動してしまいます。多分、通報するほうは、西那須へする人が、多分西那須野地域の中の火災だという通報をすると思うんですね。多分、その場合には、西那須で出ます。そして黒磯が着くまで、その体制の中で動いていてくれるという形でやっておったというふうに、現実的には見ております。

そういうことで、これまでどおりの中でも、そういう中では活動しておったというふうに思っておりますし、そういう形の中でやっておりますので、現時点のものでも、合併した以前の形は崩れないものというふうに思っておりますし、広域の持つ意味は十分わかっておりますし、そういう面

については、先ほど申し上げたとおり、細部の部分についての協議等も含め、相手もあることでございますので、ご理解をいただきたいということでございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 細部については協議していくというご理解をいただきたいということでございますので、この部分については先に進みたいと思います。

そうすると、またちょっと角度を変えて伺いするわけなんです、今度は大田原広域消防、それから黒磯那須消防組合ですか、この両方の組合があつて、合併しまして、黒磯と西那須と塩原で那須塩原市になったわけでございますが、そうすると、西那須、塩原の分は、大田原広域消防のほうに、多分負担金を払っているのではないかなと思うんです。それと、黒磯は黒磯那須消防のほうに負担金を払っていると思うんですが、この負担金について、不均衡ということは、同じ市内であるのかなのか、負担金、どの程度の内容になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） それでは、私から、黒磯の消防組合、並びに大田原地区広域消防組合、平成17年度の当初予算の額で申し上げます。

黒磯那須消防組合の負担金、7億7,672万5,000円という額になります。大田原市広域消防に対しての負担金でございますが、6億3,269万6,000円という額が出ております。両方合わせまして、14億をちょっと超える額が負担金という形で支出をされているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 総額の負担金はわかってんですが、今まで、各自自治体のほうに負担割合と

というのがあったと思うんです。負担率ですか、それぞれの自治体、例えば那須塩原市、あるいは那須町、現在の中の負担割合は平均割が50%ですか、人口割が40%、財政割が10%、こんなふうな状況がございますね。それから、大田原広域消防のほう、平均割が10%、人口割が45%、財政割がやはり45%、この負担率が全然やはり違うわけでございます。そうすると、黒磯地区で黒磯那須消防組合の負担率と、それから、那須塩原市なんです、西那須、塩原が大田原広域消防組合に払う負担率、同じ新市の市民でありながら、違う負担率をそれぞれの消防組合に納めている。何か非常に不合理な状態が生じるんですが、その辺は改善はされるんですか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（君島 寛君） 確かに、植木議員さんからお話がありまして、2つの組合で負担金の割合が相違がございます。大田原広域にしましては、平均割がこれ10%、それから人口割、それから消防の割合、10%、90%というふうな形でやっております。黒磯那須消防組合にしましては、均等割が50%というふうな率で対応を図っていると。残りが人口割等々に対する割合という形になるかと思いますが、確かに、現在、市長が先ほど答弁をいたしましたとおり、この2つの組合が統合されたわけではございません。今までの組合の設立した経過等々も、新しい市の中に継続されてきていると、受けているという状況にございまして、即この財政的な割合、これを一本化すると、平均化するというわけにはなかなかいかないというふうな状況でございます。

今後、これはやはり十分に2つの組合の中で研究をしていかなければならない課題ではあるというふうには思いますけれども、当面、即これが一本化される、負担も均一化されるというふうな

状況にはないというのをご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そうすると、ご答弁の内容は、私自体はよくわかるんですが、この合併を考えると、当然、黒磯市も、西那須野町も、塩原町も、将来の財政基盤の安定のために、将来、孫子の代まで自治体を守るために、そのために合併してきたわけであったのだと私は思っています。もちろん、国の方針もあったことも確かではございますが、そういった観点からして、非常に、例えば管轄エリアの両わき隣ですか、あるいは大規模火災、こういったときに細かい調整はするとはおっしゃっていますが、現在はその辺がどうなっているのか大変心配なところもあるわけでございます。

また、財政の効率化、基盤の安定化、こういった面から見ても、2つの組合が、そんなに広くない栃木県の北部に今後も延々と存在する、こういったことは非常に奇妙な状況だなと私は思うわけでございます。

したがって、栗川市長の市政運営方針ですか、この中にも、やはり消防については載っているわけでございます。消防・防災面での体制の整備と相まった災害に強いまちづくりを進めていきたい、それから、ふるさととは那須塩原市と言えるようなまちづくりを進めて、不公平感が生じないように、公平・公正を旨とし、一つ一つ十分誠意を尽くしていきたい。このように方針でも述べておられると思うんですが、栗川市長の大きな英断を求める時期ではないかと、私は思っております。歴史的な大事業を、栗川市長の手で成し遂げるつもりはありませんか、どうですか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま、合併したことに

についてのお話がありました。そういうことで合併しておりますので、決して広域が云々、それだけに私はこだわっているものでもございませんし、先ほども申し上げましたように、今後検討して詰めていきたいという考えには変わりはありません。何しろ、2つの組合を持っております。先ほど話がありましたように、これまでの経過等を踏まえますと、当然、黒磯那須消防組合、均等割50%と、あとは人口割40%、財政割10%という形で進んでおります。1市1町でございますので、均等割は50%という形になってきたのだろーと思っておりますし、片や、大田原広域消防につきましては、塩原、西那須、湯津上、黒羽と5つの行政体であるので、均等割は10%でスタートして、ほかのもので調整をしたというふうに思っておりますし、今後やるとすれば、先ほど申し上げましたように、2市1町のものというふうに考えます。そのところに2つあるわけですから、それを1つに統一するという中では、さまざまな検討をしていかなければならない部分があるというふうに認識しておりますので、選択肢の1つとしては、そういう方法がありますし、そういう中で、当然、那須塩原市としましては、2つ持っているという立場からいけば、両方に相談をしなければならぬという立場にあるわけでございます。そういう意味で、十分調整、検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 大田原市と那須町がございますので、2つの自治体と、市長のほうから十分話を詰めて検討していきたいと。これは前向きということにとらえてよろしいですか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 当然、今考えておりますの

は、そういう一つ選択肢としてあるということで、両方と同じ立場で話をしていきませんと、ならない部分がありますので、そのようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） どうぞ、那須塩原市民代表でございますので、栗川市長の市政の中でですか、また広域の理事者でもございますし、近いうちに何とか、だれもが認められるような消防体制にしていきたいと、このように要望して、この項は終わりたいと思います。どうぞ、今後ともひとつ精いっぱい頑張ってみていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、2項目めの那須拓陽高等学校、西那須野中学校周辺の通学環境の整備についての質問をしたいと思います。

その中の①なのですが、なかなか、家が建っていたり、西那須の支所のほうから、拓陽高前をずっと通る幹Ⅱ-6と258号線ですが、拓陽高校が相当の面積を占めることと、住宅、商店も結構軒を連らねているところでございます。ただ、先ほど私のほうから趣旨の説明の中でも申し述べておりますように、ここは毎日1,000名近い人が往来する場所でございます。非常に事故も多く、危険な状態はあります。この点に関しまして、教育長は、以前、多分拓陽高校の校長先生をしておったことがあると思っておりますので、校長先生であった教育長にちょっと、この道路の概要についての所見を伺いたいと思っております。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 所見と言われても、感想を申し上げるしかないのですが、確かに那須拓陽高、それから、西那須野中学校、そして東のほうには清峰高校ですね。那須養護学校と、大山小学校が今度できておりますが、学校はあそこに大分

集積している場所ですので、従来活用していた状況とは、現在は変わっているという認識でございます。

幸い、横の道路、あの広い道路ができたので、その点は大分救いになっているかなと、そんな感想しか申し上げられないのですが。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。いずれにしても、どなたが考えても、非常に危険な通学路であるということは間違いないと思います。

この幹Ⅱ－6号線と、それから258号線については、縦の道でございますが、さらに258号線と、幹Ⅰ－7号線という部分に関しましては、ちょうど拓陽高校のわきの、西中の正面ですか、元の西那須野中学校の正面入り口部から、ちょうど真つすぐ南へ下がりまして、大山ロータリーから都市計画道路のほうへ、大興電機の前をのほうを通った道路でございますが、この道路に関しても、やはり家もある程度軒を連らねておりますが、那須拓陽高校の実習場がございまして、なかなか那須拓陽高等学校が協力してくれないと歩道ができないのかなんていうふうに私も思っているわけでございますが、ただ、このエリアですね、西那須野中学校の生徒が駅伝大会なんかもこう毎年実施しているわけでございますが、そういった状況のことは、教育長、把握しておりますか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 承知しております。

道路については、いろいろ期待される点が多いのだと思うのですが、縦の線については、那須拓陽高校の大山農場の周辺については、右側に那須疏水が入っております、そのわきですね。そこは比較的こう空き地というか、空白の状態になっていると思うんですね。ですから、部分的な

整備は、状況によっては、これはやはり県の協力が得られないとできないと思います。部分的には、可能性はあるのかなと。私はその担当でありませんので、希望的観測だけ申し上げます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そうですね、なかなか難しい道路であるということは、私もわかっております。ただ、先ほど言いましたように、西那須野中学校、拓陽高校、それからちょっと離れますと、大山小学校もございまして、清峰高校もございまして、いろいろな生徒が、いろいろな状況で行き交うところでございますし、聞くところによると、市長も拓陽のほうのご先輩と。議長も拓陽のほうのご先輩であると。副議長も拓陽のご先輩だと。そういったことから、ぜひ前向きに検討していただき、実施に向けて運んでいただけますよう、お願いしたいところでございます。

この項に関しましては、もう1点、関連なんですけど、以前、西那須野町議会であったところ、西中の正門ですか、現在、もみじ通りのほうから正門になっておりますが、永田保育園の送迎と、西中生の送迎のために、非常に入り口部が混雑すると。そういうことで、何か改善対策がとれないか、こんな質問があったと思うんですが、それについては、新市那須塩原市になりまして、引き継いで何か検討、対策がとられているのかお伺いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） 西那須野中学校、及び永田保育園の前の市有地が、1区画人が住んでいらっしゃるけれども、所有者の協力と、市側の意向がうまく協議調いまして、年度末までには、更地として取得できる見通しというふうになってまいりました。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そうすると、現在、1軒あるわけですが、その1軒のお宅が、土地について、市のほうにお譲りしていいと、こういうふうな状況になったわけでございますね。そうすると、あの部分の開発については、どのような状況になるのか、概要がわかればご説明いただきたいのですが。私、近所に住んでいるものですから、影響を受けるものですから、ぜひお願いします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） その地権者の土地が市有地になりますと、永田保育園の前、西中の正門の前の空き地一帯が市の土地となります。したがって、中学校と保育園の両方で、安全に、かつうまく使えるような用地整備をしていきたいというふうに思っております。当面は、一時的には砂利などを敷いて、仮駐車場として使えるような態勢をとりますけれども、本格的には、市民福祉部のほうとも協議して、整備をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 行政らしい答弁ですね。いつまでにやるとか、どういうふうな形になるとか、この辺はおっしゃっていないみたいなんですが、その辺まではまだ計画が行っていないということですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（千本木武則君） そのとおりであります。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 了解いたしました。

この項も大体聞きたいことについてはお聞きしましたので、あと、要望として、先ほどの丁字路の信号でございますか、これについては、ぜひ早期に取りつけができますようにお骨折りをいただ

きたいと思います。

参考のために、ちょっと1つ聞いてよろしいでしょうか。例えばこの信号機の要望に対して、信号機の設置までどのような状況になるのか。県のほうの関係もあるんだと思うのですが、その流れ、これをご説明いただけますか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（相馬 力君） 信号機でございますけれども、これは基本的には、県の公安委員会になるわけですね。我々はそれぞれの所管の警察署に要望して、それから、警察署のほうから上がって行って、一つの採択になれば、一つのものとして設置ができると。ただ、状況までちょっと加えますと、相当数の要望の中で、配分が基数的には少ないというような状況で聞いております。

そういった中で、全体的には引き続き要望していきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そのようなことだろうと思っております。私が警察署長のほうに聞いたところによると、栃木県内では、1年間に大体600件くらい申請が出ると、要望が出ると。その中でできるのは、予算と緊急性を考慮して、50か所ぐらいかなと、こんなふうな話をされておりましたので、今出しても10年ぐらいかかるのかなと、こんなふうな心配をしているわけでございますが、ぜひそんなにかからないように、後押しをしていただきたいと、このように思っております。

それでは、この項はそんなことで終わりたいと思います。

続きまして、3つ目のTMO株式会社まちづくりにしなすのについてなんですが、先ほど、いろいろ事業費、事業の内容、何点かご説明いただいたのですが、私がちょっとお伺いしたいのは、現在、西那須野地区で、この西大和町地区大型店集

積整備事業ですか、これについてのうわさがいろいろ出ております。何階建てのが建てるとか、とりせんが撤退して、更地にして、それが町が買って持っているのではないかとか、いろいろな疑心暗鬼のうわさが出ておりますので、どのようなこの大和、西大和町地区の計画が進んでいるのか。現状、進んでいる限りの中でお教えいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それではお答えいたします。

現在の状況につきましては、地権者の合意形成がなされまして、実施に向けてそれぞれ検討の段階に入っている段階でございます。その中には行政も入っておりますので、実際に今検討している段階だということでございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 検討している段階だということなんですが、では具体的にちょっとうわさの内容を言いますから。

私の聞いている範囲では、これは行政としてはつかみ切っていないのか、株式会社まちづくりが計画しているから、こちらの那須塩原市には情報が全く入っていないからわからないと、こういうふうにおっしゃっているのか、ちょっと私のほうではわかりませんが、一応、西大和町地区は、とりせんが現在閉店していますね。来年、取り壊しになる予定だと。これも何か状況の中で情報を聞いているわけです。取り壊して、その後、取り壊した後の土地が、那須塩原市が買うのか、あるいは事業を実施していく組合が買うのか、株式会社まちづくりが買うのか。買った後、そこへ3階ぐらいの建物を建てまして、ショッピングセンターが入り、フィットネスクラブが入り、上に何かNPOの団体が入るとか、こういうふうな状況まで、

ある程度情報が入るんですが、その辺お聞きになっていないですか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） そういう内容も含めまして、現在、検討をしている段階でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ちょっとお答え、足りないのではないですか。わかっているのではないですか。大体、周りがみんなわかっているんですよ。わかっている、担当課が知らないんですか。担当部が。もう一回答弁してください。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） ただいまの議員が申しました、いろいろ問題とか、解決しない問題が出ているのは、今現在、実情でございます。それらを全体を含めて、今現在、行政を含めた中で検討中でございます。それでよろしいでしょうか。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 立場上、どうしてもその答えしか答えられないのだと思いますね。これ以上詰めてもかわいそうでしょうから、別な角度でご質問したいと思います。

それでは、このTMO株式会社まちづくり、この構想には、町のほうも、西那須野町以前だったころですね。今もあると思うんですが、那須塩原市になりまして、中心市街地活性化連絡協議会と。この両方でこのTMO構想、まちづくりは支えていくと、こういう体制であると思っております。片方の、こちらのほうでお答えできないのであれば、那須塩原審議会ですか、あるいは那須塩原市長のお名前で、この事業に対して、西那須野、元の議員さんはよく承知しておりますが、黒磯の議員さん、塩原の議員さん、全く知らないと思うんです。やはり全体構想についての説明をして、別

に私は反対してだめにするために言っているわけではないんです。まちづくりだから、ぜひ活性化して、いいまちづくりをしてもらいたい。そのためには、いろいろな意見をやはりいただかなくてはなりませんので、議員が何も知らないと。今聞いても教えないわけですからね。何にも知らないでは、まちづくり、先に進まないのではないかと、こう思いますので、ぜひ説明会か何かを、担当がどの所管になるかわかりませんが、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） その件につきましても、早急に、特に市民に対しては、現在の中心者が活性化の基本計画についてはPRする、お知らせをする必要があると思いますので、今まで、旧西那須野町につきましては、TMOにつきましては、商工会で実施していますホームページで掲載して、旧西那須野町民の方にはPRしていたと、こういうふう聞いております。

また、中心市街地活性化基本計画につきましては、旧西那須ではホームページに載せて、掲載していたわけなんですけれども、これは合併してから、那須塩原市のほうへは、まだそういったPRが不足だと思いますので、今後早急に、一般市民のPRにつきましては、ホームページ等を利用してPRをしていきたいと。また、議会等につきましては、早急に全協等、どこかで基本計画、及びTMO構想の構想事業等については説明していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 直接お伺いしてだめなので、ぜひその説明会等、全協等の中に持っていただきまして、大きな事業でございます。国の承認が下りまして、50億800万ですか、このぐらいの

予算が多分ついている事業だと思うんですよ。それについて答えられないと、こうおっしゃっているわけですから、ぜひその説明会を持って、概要と、それから、9事業あると思うのですが、9つの事業の定期的な進捗状況、このぐらいはご報告いただきたいのですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、商店街の活性化ができ、商店関係者及び近隣住民の皆さんが生き生きと安心して暮らせる施策になることを期待しまして、財政難の折ですが、ぜひ関係機関のご努力をお願いしまして、私の質問とさせていただきます。

では、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（君島富夫君） ただいまの植木議員の質問の中で、50億800万という金額が出ましたけれども、これはまちづくり交付金の関係でございますので、ただいま質問ありました、再開発とはまた別の金額になりますので、その辺はご理解いただきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 以上で24番、植木弘行君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分